

ばしめ、他の一人は以て聲明業を修せしむる故なり、殊に

美術の發達は最も大師に負ふ所多し

元來吾邦に美術ある、全く佛教の賜もの也、建築、彫刻、繪畫の諸技術、皆佛教に隨つて吾邦に入りしのみならず、更に佛教によりてその發展を大ならしめたり、推古天平の諸藝術が佛教と如何の交渉あるかは、本邦藝術史に通ずるもの、ひとしく皆承認する所なり、且つ眞言の密部は、圖繪と關涉多く、慧果阿闍梨の言にも、眞言秘藏の經疏、隱密にして圖畫にあらずは相傳すること能はずといへり、故に吾邦の眞言、大師の獨力によりて宣布せられてより、繪圖の用途頗る擴大し、兩部の密藏、五乗の教典、丹青によりて説示に代ふるもの多く、隨つてこれ等の諸寺、供奉の佛師を有するに至れり、以下少しく大師の文藝方向に就て、その一生の事業を説くべし

二 大師の文詞

大師弱冠、學に就き文を習ふ、加ふるに賦稟の慧悟を以てし、蘊畜次第に深く、工夫の益々熟するに隨ひ、才華爵茂、文詞絢爛、全く藝苑の異觀たり、且つ大師入唐の年は、唐代詩人の冠冕にして、永く風雅の祖述者たる、李翰林大白の死に後ること四十一年、杜拾遺子美の死に後ること三十四年なれども、大曆の學士、韓門の俊才猶存し、元和の才人、元白の徒皆一代に翺翔す、大師の詩文は、李長庚の風骨、杜韓の氣力を襲かずと雖も、富麗の言詞、優婉の姿致、與に中唐の風を撫摩して、更に撰體に入るものならずや、師の書法已に王右軍を傳ふといふ、文詞豈にひとり

六朝を摸せずと謂はんや

氣魄或は大ならずといふも、これ宋元の小家數に墮つざればなり、加之のみならず嵯峨天皇は文學の保護者にして、且つ風雅の鼓吹者なり、當時菅江の二家、

鎌を並べ轡を連ね、藝壇に馳驅す、宿好已にこゝに存し、風尚亦これを助く、此の如くにして師の一面は絶倫の詞章家となれり

大師の文は性靈集に具はる、その特色をいへば、文字富瞻、連篇累牘思源盡きす、常に悠揚にして追らざるにあり、その如何に捷才疾筆なりしかは、左の日本後記の文を看よ

天長二年秋閏七月庚寅、令宮中左右京五畿内七道諸國、講說仁王護國般若經、承前之例、咒願文者、預命當時進文章者作之、少僧都傳燈大法師位空海、被配東宮講師、卒爾瀝思、講前即成

これ馬に倚つて楸を草する才にあらずや、今その文を讀むに、殆んど宿構に類す、胸に兩漢を畜ひ、手に三峽を翻するものにあらざるよりは、争てか能く此の如くなるを得んや、師の文は

誠に天才の筆なり

斧鑿の痕なくして渾然として天成なり、これ焦思嘔心、五日に一石を書き、十

日に一水を描くもの、到底希及し得べきものならず、若しその病をいへば、舖張に過ぐるに在り、靡漫にして振はざるにあり、筆墨矜張せざるにあり、緊束を缺くにあり、金石の音なきにあり、要するに撰體を摸するもの、免れ能はざる病なり、以て大師の累をなすに足らず、大師の文に秦商の聲を求むるは、猶右軍の書を媚嫵なりとして屏くるが如し、大師聖と雖も

猶時代の人なり

豊に時習の浸染を免れんや、次に師の詩に至つは、見る所太だ希なり、三教指歸に擧ぐる所の如き、或はその佳なるものならんか

居諸破冥夜、三教喪癡心、惟欲有多種、醫王異藥鍼、綱常因孔述、受習入槐林、變轉聃公授、依傳道觀臨、金仙一乘法、義益最幽深、自他兼利濟、誰忘獸與禽、春花枝下落、秋露葉前沈、逝水不能住、廻風幾吐音、六塵能溺海、四德所歸岑、已知三界縛、何不去纓簪

又弘仁七年八月十五日、勅に應じて吳綾錦線の屏風に書せしとき、表文及び古

風詩一篇を上る、その詩にいふ

蒼嶺白雲觀念人、等閒絕却草行眞、心遊佛會不遊筆、不願揚波爾許春、豈謂
明皇交染翰、鵝頭龍爪爲君陳、祥雲濃淡御邸出、瑞草秋冬感帝仁、青山翠岳
見翔鳳、華苑瓊林望走麟、更有懸針與倒韭、切思相伴謁丹宸、龍管臨池調漆
墨、烏光忽照點豪賓、暴風驟雨莫來汗、此是君王所愛珍、松巖數霧菴中濕、
恐汗望晴經月旬、畫虎畫龍都不似、心寒心暑幾逡巡
大師詞章に長すと雖も、斷じて

呻吟の詞人にあらず

故に性靈集の序に評して、或臥烟霞而獨嘯、任意賦詠、或對天問以獻納、隨手
成章と、又云、夫其詩賦哀讚之作、碑誦表書之別、所遇而作、不假草案、纒了
不競把、無由再看之と、これ或は眞ならん、卒然として筆をとり、卒然として
賦咏す、唯興會を寓するを尙び、修飾して以て銜誇するを喜ばず、大師の賦性
然り、大師の矜持又爾らん、然れども中豈に式して以て依る所のものなからん

や、書に王體を崇ぶはあり、詩は何人を宗とせしを聞かず、唯弘仁二年に、劉
希夷集四卷、王昌齡詩格一卷、貞元英傑六言詩三卷、及び飛白書一卷を献せし
ことあり、翌三年又王昌齡集一卷、雜詩集四卷、朱畫詩一卷、朱千乘詩一卷を
献す、劉詩以下は、大師自ら書寫して上るもの、その意書にありて詩にあらず、
唯王詩一卷は、自ら此は是れ在唐の日、作者の邊に於て此書を得たり、古詩の
格等は數家ありと雖も、近代の才子切に此格を愛すといへり、これ近體の詩は、
大師

王龍標に取る所あるの證ならずや

一言によりてその嗜好を決し難きも、大師の唐詩をいふ、實にこの一言あるの
み、殊に標して錄せざる能はず

三 大師の書法

大師の書法に長せしことは、殊に世の熟する所なり、五筆和尚の號、その據る所を知らずと雖も、師の技、唐代諸名蹟の間にありて、著しく遜色あるべしとも思はれず、古今著聞記卷二にいふ

嵯峨天皇と、弘法大師と、つねに、御手跡をあらそはせ給ひけり、ある時、御手本あまた取出させ給ひて、大師に見せまゐらせられけり、其中に、殊勝の一巻有けるを、天皇おほせことありけるは、是は唐人の手跡なり、其名をしらず、いかにもかくはまなびがたし、目出たき重寶なりと、しきりに、秘藏ありけるを、大師、よくいひせまゐらせてのち、是は空海がつかうまつりて候物をと、奏させ給たりければ、天皇さらに御信用なし、大きに御不審有て、いかでかさる事あらん、當時、かゝるやうにはなほだ異なるなり、はしたて、及べからずと、勅定ありければ、大師、御不審まことに其いはれ候、軸をはなちて、あはせめを御覽候べしと、申させ給ひければ、則ちなち

て御覽するに、某年某月、青龍寺におゐて書之、沙門空海と記せられたり、天皇此時御信仰有て、誠に、我にはまさられけり、それにより、いかにかく、當時のいきほゐには、ふつとかはりたるぞと、たづね仰られければ、其事は、國によりて、書替て候也、唐士は大國なれば、所に相應していきほひかくのごとし、日本は、小國なれば、それにしたがひて、當時のやうを、つかうまつり候なりと、申させ給ひければ、天皇、大きにはぢさせ給て、其後は、御手蹟あらそひもなかりけり

文時の詩に於ける、雪舟の畫に於ける、これと相類せる譚あり、共に附會の説ならんも、大師の書法の優に倫常を抜ける、この一事によりて證すべし、又弘仁中、勅を奉じて南門の額を書す、傳ふる所によれば、南面三門、大師これを書し、西面大門は大内記小野美材これに當り、北の三門は橘逸勢、東の三門は嵯峨天皇か、せ給ふ、後小野道風、大師の書を難じて、美福門は田廣し、朱雀門は米雀門と、略頌につくりて嘲りしに、それより手職きて筆を揮ふと能はずとなり、その後行成の美福門の額を修むることを命せられし時、かゝる俗説を

信せしにや、大江以言をして文を草せしめ、これを大師の影前に誦せり、その文は古今著聞等に出づ

恐拘辭明詔之朝章、今蒙明詔而欲下墨、則終有歸聖跡冥誕、更憚聖跡而將闕筆、亦恐拘辭明詔之朝章、晋退慚心、胡尾失步、伏乞尊像示以許否、若可許可請者、尋痕跡而添粉墨、若不許請者、隨形勢而廻思慮、王事靡盬、蓋鑒於此、尙鑒

大師の王右軍を慕せしは、その嵯峨天皇に上る章疏に出でたり、貞元英傑六言詩を献るとき、いふ、文は是れ秀逸の文、書は則ち褚の王の遺體を臨するなり、この頃臨池の次、寫し得て奉上すと、又同時に飛白の書一卷を献す、これ弘仁二年六月のことなり、同八月には、徳宗帝の眞蹟一卷、歐陽詢の眞蹟一卷、張誼の眞蹟一卷、大王の諸舍帖一首、不空三藏の碑一首、岸和尚の碑一鋪、徐侍郎寶林寺詩一卷、釋令起八分書一帖、謂(之)之行章一卷、鳥獸飛白一卷を献す、岸和尚の碑は搨本にして、徐詩及び飛白は

大師の臨摹にかゝるものならん

同二年には狸毛筆四管を献す、その文に曰ふ

狸毛筆四管 眞書一 行書一 草書一 寫書一

右伏奉昨日進止、且教筆生坂井名清川、造得奉進、空海於海西所聽見如此、其中大小長短強柔齊尖者、隨字勢纖細、總取捨而已、簡毛之法、經紙之要、染墨藏用、並皆傳授訖、空海自家試看、新作之者不減唐家、但恐星好各別、不允聖愛、自外八分小書之様、搨書臨書之式、雖未見作得、具足口授耳、謹附清川奉進、不宣謹進

弘仁三年六月七日沙門空海進

師は書を善くせしのみならず、又筆を製せり、唐書歐陽詢詩によるに、詢の子通、狸毛を以て筆を造り、覆ふに兔毫を以てすといふ、大師の狸毛筆、亦恐らく是の當時善書家の風ならん

四 大師の繪畫及彫刻

大師の畫、今傳ふるもの多し、その眞實に至つては辨じ易からず、思ふに大師の才を以てして、何れに之くとして不可なることなけん也、然れども傳ふる所恐らく工匠家の丹青にして、畫師の筆墨にあらざらんか、然れども大歴元和の繪畫、豈に南北の辨あらんや、摩詰一宗を翹むといふも、これ消間の一具、所謂畫師なるものは、悉くこれ工匠家の丹青なり、閻立本、吳道子、大小李氏、皆然らざるなし、只天才は、何れの地に於てもその身分を占む、大師の高手、亦實に師傳によるにあらずして、自家よくその境地に至り得しならんも知るべからず、今傳ふる所の大師の畫なるものは、悉く

濃彩密劃所謂唐画に近し

これ亦實に唐代の畫なるべく、又六朝の畫法なるべし、今性靈集によるに、唐にありて大悲胎藏金剛界等の大曼荼羅を圖畫せしこと見え與越州節度使啓中務

卿親王の爲に、釋迦牟尼佛、觀世音、虛空藏像各一軀、及び諸天の像數軀を彫刻せしこと見え同願文四恩奉爲の爲に弘仁十二年四月より起首して、同八月に至り、各種曼荼羅、及佛菩薩諸天像二十六鋪を圖せしこと見え同願文同年九月、藤中納言の爲に、十七尊像を圖せしこと見えたり同願文、その他古事談には、大師渡唐の時、自ら小照を描き、その畫藏して勝光明院にありといひ、又高野日記扶桑拾葉集には、左の如き記事あり

大師、このやまの圖をかゝせたまひし、法性院の坊にあり、いづれのゑどころといふとも、をよぶまじうみへ侍る、竹は竹と見へ、木は木と見へ、鳥馬などいふ文字、そのものとみゆるさまに、かゝせ給ひしものあり、たへなるものなりなきこゆ

天陰語錄贊部云ふ、吾邦桑門碩德、繕寫大威怒王像者、雖有數家、威驗赫爾者、野山有弘法、園城有智證、鳥羽而僧正、龍峯而慈聖也、斯四大士、神通遊戯之餘、旁涉書畫と、その他畫工便覽、本朝畫史、亦大師の畫技をいふ、今これを左に擧ぐ

畫工便覽卷一云、釋空海、號弘法大師、令臻善書妙、所圖六道相、及人物、雷風二神、鬼魅等者、以玉眼濃細非所及言、吾、粗佛像而已也。

本朝書史第二云、弘法大師、諱空海、(中略)其書冠古今、畫亦造神妙、每寫神佛祖師之像、又能用木筆爲梵漢字並佛像、至於雜書亦有之、今高野山、有水屏風、又有所書經卷、字皆象百物形者、或曰、凡佛像等、點睛用石油、(中略)亦書龍猛、龍智、金剛智、不空、善無畏、一行、慧果、及自己像八圖、今在京城東寺此上の引用書は凡て掛桑名畫傳による

大師の畫は、その書の如く古今に獨歩すること能はざるも、又その時代の優絶者として、後世を照燭するに足るべき也

五 聲明及び梵唄

吾邦最初の佛法は、これを百濟より傳へしも、奈良朝に至りて之を唐に得たり、當時唐は吾邦より見て文物の母國にして、獨り佛法の輸入を彼に仰ぎしのみならず、有ゆる文物藝術皆法をかれに取れり、而してこれ等の輸入者は、遣唐使と僧徒となり、聖武帝の時、唐僧鑑眞の吾邦に来るや、前に波羅門僧正菩提、及び唐僧道璿等あり、その他道榮、眞府等前後入朝し、東大寺、大安寺、興福寺皆唐院ありて、唐代の文明を移植し、且つ鼓吹するに勉めたり、然れども佛法の源はこれを唐に發するにあらず、其他の文物亦印度より吾に傳來せしもの多し、故に法を唐に求むる希望は、必らず更に進んで法を印度に求むる希望とならざるを得ず、乃ち法を三藏義淨に得たるものは、嘗つて三藏義淨の求めし所に就て、己れ自ら之を求むる覺悟を生ずるに至る、こゝに於て入唐者は更に入竺者となり、然らざるも竺僧を聘し、若くは竺僧に就て道を問ふ風となるなり

法を竺僧に問ふ、勢ひ竺語に通せざるべからず、當時の名僧の、概ね支那語、印度語に通せしはこの故なり、こゝに於て

聲明の研究生す

大師聲明の必要を述べて曰く、聲明なるものは四明の本體、三藏の根原なり、何を以ての故に、一切の教法皆文字を待て宣説す、若し文字を離れば教を起すに由なし、所謂文字に六種あり、六塵の境界並に皆教體の故なり、此界の教法色聲を以て本と爲す、故に論に云ふ、契經體二あり、一は文、二は義、文はこれ所依、大地草木を持し、君臣人民を攝するが如し、義はこれ能依、草木大地に生じ、人民國主に憑るが如しと、所謂文字なるものは梵書悉曇これ也、阿字より奇字に至り、四十九字を本母と爲す、この字母各々十二轉の字より、初迦等十二迦法等これ也、その數二萬に及ぶ、これ此の文字、内外一切の教説顯秘一切の法を證する所以、眞言を傳ふること是にあらすんば能はずと、大師の

文字學を重ぜしはこの故なり

又弘仁五年、梵字並に雜文を朝廷に献ずる、その奏疏の略にいふ
戸庭を出てすして萬里目に對し、聖智に因らずして三才教を窮む、古を稽ひ故を温ね、我より箒を垂るゝこと、書にあらすして何ぞ、況んや復悉曇の妙章、梵書の字母、體先佛より凝り、禪種智を含めり、所以に三世の覺漏尊んで師と爲し、十方の薩埵重んずること身命に逾ゆ、空海時に印度の文を學び、震旦の書を開す、蒼史の古篆、右軍の今隸、務光の韭葉、杜氏の草勢を見る毎に、未だ嘗つて野心憂を忘れ、山情笑を含まずんばならず、よりにて梵字悉曇字母并釋義一卷、古今文字叢三卷、古今篆隸文體一卷

その他若干卷を献す、これによれば大師の語學に通せしこと頗る明なり、思ふに鑑真以前、梵僧の吾邦に來り遊べるものあり、聖德太子の大和片崗に見しといふ達磨大師、行基が菅原寺に逢へりといふ伏見翁、菩提、林邑の舞を見て始めて言を發せしといふ二梵僧、皆これ西來の竺僧なるべし、而して名を問ふも

一九〇
答へず、又無言の行を修せりといふは、當時未だ梵語に通せしものなきにやらんか、大師はその入唐以前に於て、多少

梵語の智識を得たるや

或は入唐後に於て全くこれを學びしや、またその事實を明にし得すと雖も、師の眞言の宗義を窮めんと發憤せし時に於て、已に梵語學習の必要を知りしならん、これその教義に於て然るのみならず、眞言支那に入るの日尙淺くして、實に源頭活水を求むる必要ありしを以てなり、然も大師が悉曇に得たる智識は、その書法上の技倆と合して、少からず吾邦の字法語法の上に應用せられたり、五十音の排列の如きは、或はこれを奈良朝以前に成りしものとせんも

有名なる伊呂波歌の如き

大師の創作、又は修成に出でしこと分明也、この點に於ける大師の功績は、吉備眞備と共に古今唯二人と稱することを得べし

梵唄は唐僧道榮、同眞隣によりて奈良朝に傳はれり、大師の奈良佛教と相和するや、その舊傳を得てこれを自家藥籠中のものとせしなるべく、その入唐によりて、更に大にその智識を豊富にせしならん、梵唄の眞言宗義中に於て特色ある藝術なること、同しく大師の宣布せし所に屬す

第五 餘論

一九二

一 大師の人物

凡そ法を當代に弘め、範を後世に垂るゝもの、その器必ず尋常に卓越せしや論なし、大師の如く才德具足、性情圓滿の人に至つては殊に然り、然も大師の人と爲りを見るに、智六合に布滿し、徳一代に高きのみならず、世に處し身を持つるの法、道を弘め人を救ふ志、各教祖中希に見るの偉器なり。

- 一に才力絶倫なり
- 二に人と争はず
- 三に勢利に急ならず
- 四に神通無碍なり

大師の才力絶倫は、本傳已にその大要を擧ぐ、今再び載せず、次に謙虛にして人を容れ、恬退にして衆と争はざるに至つては、その智術の周詳を見るべく、又性情の圓滿を見るべし、最澄は同時の角逐者なり、その桓武帝の知遇を得て、

勢力隆々一代を歴するとき、大師は鋒鋦を藏めて韜晦し、暗黙して競はざりし也、大師の飛躍は全く最澄の死後にあり、然も生前師に就て兩部の授戒を求むるや、秘を發すること渴瓶の如く、一傾して剩さず、その襟度の大

天空海豁殆んど芥蒂を見ず

最澄の世善法臘共に高きを以てして、下つて法を求むると、共に佛門の双美なり、故に古昔物語に載する所の、大師修圓僧都を挑む一事、實は信するに足らず、同書第四十にいふ

今昔、嵯峨天皇の御代ニ、弘法大師ト申ス人御ケリ、僧都ノ位ニシテ、天皇ノ護持僧ニテナン御ケル、又山階寺ノ修圓僧都ト云人在ケリ、ソレモ同ク護持僧ニテ、共ニ候ヒ給ヘル、此二人ノ僧都、共ニ止事ナキ人ニテ、天皇、分キ思食ス事ナカリケリ、而ルニ弘法大師ハ、唐ニ渡テ正シク眞言教ヲ受傳ヘテ、弘メ行ヒ給ケリ、修圓僧都ハ心廣クシテ、密教ヲ深ク悟テ行法ヲ修ス、而ル間、修圓僧都天皇ノ御前ニ候フ間、大ナル生粟アリ、天皇此レ令糞テ、

持テ參レト仰セ給ヘバ、人取テ行クヲ見テ、僧都ノ云ク、人間ノ火ヲ以テ不
 煮ト云フトモ、法ノ力ヲ以テ煮候ナンカシト云、天皇此レヲ聞給テ、極テ貴
 キ事也、速ニ可煮トテ、塗タル物ノ蓋ニ栗ヲ入レテ、僧都ノ前ニ置ク、僧都、
 然レハ、誠に煮候ハントテ、被加持ルニ、素ヨリ被煮ニタリ、天皇此レヲ御
 覽シテ、无限リ貴ンテ、即チ聞シ食スニ、其味ヒ他ニ異也、如此爲ル事度々
 ニ成ヌ、其後大師參給ヘルニ、天皇ノ此事ヲ語ラセ給テ、貴ハセ給フ事无限
 シ、大師此ヲ聞テ、申シ給フ様、此事實ニ貴シ、而ルニ己レ候ハン時ニ、彼
 ヲ召テ令煮シ可給シ、己レハ隠レテ試ミ候ハントテ隠レ居ヌ、其後、僧都ヲ
 召テ、例ノ如ク栗ヲ召テ令煮給ヘハ、僧都前ニ置テ加持スルニ、此度ハ不被
 煮、僧都力ヲ出シテ返ヌ返ヌ加持スト云ヘトモ、前ノ如ク被煮事ナシ、其時、
 僧都奇異ノ思ヲナンテ、此ハ何ナル事ゾト思フ程ニ、大師、局ヨリ出給ヘリ、
 僧都此ヲ見テ、然ラハ此人押ヘケル故也ト知テ、嫉妬ノ心忽ニ發テ立ヌ、其
 後、二人ノ僧都極テ中惡ク成テ、直ニ死ネ々々ト咒咀シケリ云々
 大師の才華爛熳を以てして、功名を喜はず禪悦を喜ぶは、寺門の大と僧綱の高

きを誇る、南都北嶺の僧徒の氣習に反せり、一生僧位の高からざりし如き、そ
 の一證なり、弘法大師行狀記第十一にいふ

文徳天皇の御宇、天安元年十一月十七日、眞濟僧正表をたてまつりて、先師
 の徳功大にして、朝賞すくなきことをなげき、所帯の僧正を申上げ、大師に
 おくり給へきむね奏聞ありし時、天皇ことに感激し給ひて、勅許といこほり
 なく、四月廿七日、眞濟をばもとのことく僧正に任じ、大師には大僧正の官
 をおくり給ひけり、其後、貞觀六年二月十六日、眞雅僧正はじめて僧綱の位
 階を奏し定められ、同三月廿七日、大師をして法印大尙和位に申叙し給へり
 これによれば弟子眞濟眞雅の生前に享けしもの、大師纔にこれを

死後に享くるを得たり

師の榮とする所、もとこれにあらざれば也、大師嘗つて書を某々二相に與へて、
 其志をいふ、その書高野雜筆集に出づ、略にいふ正傳に
 貧道如今年知命に近し、二毛已に飄然、生願已に滿つ、應に傳ふべきもの

亦了る、少年の成立を待たんと欲し、還恐る風燭の速に及ばんことを、又恐る人は應供にあらず、久しく國糧を費さんことを、己を撫し身を修して生死脊原望、寫して所司に付し彼の公食を停む、嗟乎在俗の障道は妻子尤も甚たしく、通家の重累弟子是れ魔、如かず弟子の愛を絶ち、國家の粒を却け、斗菽道に殉し宛然獨坐、水菜能く命を支へ藤蘿これ吾が衣、修むる所の功德以て國恩に酬ひ、有る所の經佛等臬隣實慧に傳授せん、恐るは人金剛にあらず、蟬蛻これ壽、一去の後再面期し難し、二三の弟子等兩相國に奉屬す、伏して願くは時々檢を垂れ、秘教を流傳せしむれば幸甚なり

これ實に當時佛教の病を道破せるものなり、佛家の子弟は在俗の妻子なり、門戸炫耀の風を生ずるや相同じ、南都北嶺皆この弊を受けたり、而してこの弊を知り、之を矯めんとするは獨り大師のみ、又少僧都に任せられしを辭する表の略にいふ

空海聞く、良工の材を用ふるや、其木を屈せずして厦を構ひ、聖君の人を使ふや、其性を奪はずして所を得せしむ、海弱冠より知命に及ぶまで、山藪を

宅と爲し、禪默を心と爲す、人事を経ず、煩碎に耐へず、然に今斗筭の才を以て謬つて法網に處り、鉛刀の質を以て叩に僧統に居る、必らず手を傷るの謗を致して、遂に二利の益なし、豈に若んや香を燒き佛を念じ、形を一室に老し、華を散じ經を講じ、心を三密に運し、國恩を枯木に報し、胃地を死灰に求めんには

と、前書と相參してその宿昔の志を見るに足る、大師の志は

密教を天下に流布するに在り

志已に成る、身を山水の區に處き、修禪默坐してその天然を終へんこと、實はその望む所なり、これ同時の最澄、後の圓光、日蓮の徒と、全く品流を異にする所以也

次に大師の神通奇特は、已に本論に悉せしを以てこれを省く

二 大師の餘風

大師の功績は、當代に盛んに後世に延く、その宗義に關することは言はず、繪畫彫刻の術を盛にし、聲明業を修し、梵唄舞樂を傳ふる等、皆吾邦の文明を進めし顯著の事業として、これを史冊に録せらるべきものなり、然も殊に其澤を今日に及ぼすものは、師の書法と文字學なり、これ等のもの、一にその宗義と相和して統を施き、二に片楮斷簡となりて範を垂る、今鏡部八に云ふ
高野の大師の、てかきにおはしければにや、御むろたちも、うちつゝきてかきにぞおわすなる。

大師と同時に三筆の稱ある、嵯峨天皇と橘逸勢とは、これを大師に學びしといふこと能はざるも、その書風は頗る相似たり、大師の書は更にこれに傑出し、その書法これを二王に得たるは論なく、唐代諸賢に相伍して優に遜色なしと稱せらる、次て道風、佐理、行成の三蹟あり、亦皆三筆の風を承けて、唐代諸賢の風を傳へしものなり、これより字樣益豐潤秀瑩にして、遂に尊圓親王の御家

流となる、その源はこれを

大師に發すといふべきなり

丹青は大師の特技といふべからず、師の前後名を藝苑に馳するもの多く、その技亦或は大師を抜く者あらん、但し圓潤なる唐代の筆意と、傳彩の妙とを傳へて、宗元の窠臼に墮せざるはその殊色なり、凡そ吾邦に於ける推移變化の次第を考ふるに、書畫共に一軌、初め唐風を傳ひ、次に宋元となり、明となり、又清となる、奈良朝より平安朝に至る迄は文字は撰體と元和とを尙ひ、書法は羲之と褚虞歐柳の間にあり、畫亦然り、鎌倉期に宋元の書畫、その禪法と同舟にして吾に傳へしと相同じ、然もその第一期に於て、大師は忘るべからざる功績を齎せし人なり。

文字學に於ては、伊呂波歌の普及大なると共に、大師の功績亦大なり、且つその艸字假名は、平安期に於ける假名文の盛行を如何に助長せしや、假名文なるもの、眞字假名によらずして艸字假名によるを見ても、同じくこの功績を大

師に歸せざる能はず、大師は實に

假名文の保護者なり

又梵語、聲明の如きは今日その傳を失へしと雖も、猶大師を以て史上の誇となすことを得べし、今や文運昌盛、凡百の技藝争ひ興り、字學、韻學天下に盛行す、亦大師の風を聞て起つ者なしとせんや、紀南の地、山高く水秀で、溪聲松聲梵唄の響あり、まことに無双の靈境なり、大師ここに永久の定に入りて、その護持せし密藏の教を鎖す、遺風承繼一千年、今に後人の追慕する所となる、噫乎偉哉。

菅公傳

總論

一 公の眞傳

古來より史上に著はれたる人物にして、其地位の重要な程、傳記の眞を失へし者多し、これ載録少き故にあらず、却つて載録多きによりて益々眞を得るに難きことあり、元來史上の事實は、傳者ありて如何に周詳委曲を極むといふも、尙後人の想像を以て足成すべき部分頗ぶる多し、殊に其人物が單調なる生活を有せず、當代の有ゆる暗流と觸接し、複雑なる事情と交渉を有するものにあつては、想像を以て足成さるべき方面更に廣し、菅公の如きは恰もその一人ならずや、よりにて思ふに歴史上眞の菅公と、今日一般に傳ふる所の菅公とは、頗ぶる其人物に異同あらん、これ獨り菅公に限れることにあらざれども、二者の差は菅公に於て殊に大なるべきを覺ゆ、何となれば、此處に

公の眞傳を失ふべき三原因具足するを以て也

凡そ傳記の眞を失へるものの中に、量の錯誤あり、性の錯誤あり、量の錯誤中、又歴史的醇化あり、宗教的誇張あり、傳記的潤色あり、古代の聖王、堯舜禹湯文武の如きは、歴史的醇化なり、各宗教祖の如きは、宗教的誇張なり、九郎判官義經、武藏坊辨慶、悪七兵衛景清、畠山庄司重忠の如きは、傳記的潤色なり、而して菅公は實にこの三者を并せたり、公は儒者なる身分と文學上の技能より、古來學者藝文の士の崇敬を受け、又多難の地位と晩年の遷謫より、歴史家の同情と、一般後人の憐愍を買へり、故に公が史上に投げたる影は、實物より多少大きく映せしならん、次に公の薨後、神佛二道の徒の迷信、附會により、又朝廷の畏怖崇敬により、天宮天神となり、天滿大自在天神となり、公の傳記は種々の靈驗奇瑞を以て飾られたり、最後の傳記的潤色は全く後世の作爲に屬すれども、公の威徳は正史傳記よりも、却つてこの

傳綺小説によりて一般國民の理想的
人物となれり

以上の三因は共に公の人物を實際より遠からしめ、其傾向は縦令惡的よりも好的なりしとはいへ、眞傳を失ふに至つては同一ならずといふべからず、然れども歴史上の公を傳するは歴史家の事なり、歴史家は宜しく假飾を去り、虚偽を避け、一千年の蔽蒙を發して公の眞人物を傳へざるべからず、若しそれ徳教上の公を傳せんには、必ずしも歴史家の如き用意を要せず、却て公の後世に及ぼし、感化の核心は、歴史家の描かんと欲する赤裸々の公にあらずして、醇化せられ、修飾せられたる、傳説上の公ならざるべからざるを以て、本書はその性質として、爬羅揚榘、毛を吹て疵を求むる如きことを爲さず、從來吾國民が理想的人物として崇拜しつゝある、公の人格と差違大ならざる程度に於て、公の性格を描き出さんとす、されども吾人と雖も同じく虚偽を惡むものなり、故に

虚偽と知りつゝ公の人格を飾ること能はず

唯吾人は世の所謂史家又は史論家の如くに、好奇の刀鑿を以て公の満身を傷くことを欲せざるのみ、謬妄なる俗傳は排すべく、過大なる賞賛は避くべし、公と雖も圓滿具足の人物にあらず、その短處は短處として擧ぐるは可なり、唯短處によりてその長所を殺すべからず、瑕瑾は宜しく瑕瑾として之を示すべし、瑕瑾あるの故に其稱揚すべきものを忘るべからず、公は實に一千年来吾國民唯一の理想人物たり、これ豈に輕々しく求めて得べきものならんや、公の美所、或は後人が想像作爲によりて足成せられしもの多からん、然れども作爲足成によりて完全なるべき人物は、其人物自身已に完全なるべき資格あればなり、荆璞は琢して玉となすべきも、燕石は以て光を發せしむべからず、公は燕石にあらず、荆璞なり、後世史家はその玉工なり、吾人は玉工の彫琢に力あるを認む、唯荆璞玉工に造らるゝといふことを信する能はず

公は飾られしのみ造られたるにあらず

その玉質は本来國民の以て誇とすべきもの、吾人は一二史家の是非によりて、公の歴史上の地歩を傷くべしとは信せず、又公の吾國民の理想人物たる價值は、これが爲めに増損せらるべしとも考へざるなり、但し吾人は、自己の描成す所の公を以て、公の眞面目を捉へ得たるもの、他は盡く否らすといふにはあらず、一千年の後に於て、零碎の史料によりて其人を描く、眞を得んこと固より難し、争てか毫髪の違なきを必とせんや、況や吾人の志は、嚴に言へば史上の公を描くにあらずして、自己心中の公を描くなり、一般國民が崇敬の對象たる公を描くなり、公の人物、公の時世、公の境遇、皆かくしてこれを心に得、肚に書き、筆に發す、何となれば

公は國民の理想に活く

吾人が描く所はこの活きたる公なるを以てなり、若しそれ公の一枝骨を得て、

これによりて公の長短を測らんとする、世の所謂考證家たるものゝ爲す所は、吾人實に之に倣ふことを欲せず、これ多く書者謹毛而失貌の類なり、吾は毛を失ふの失あらん、誓つて貌を失ふの失なきを期す。

二 公の靈驗

偉人の死後、神として奉祠せらるゝもの、古來絶て無しといふべからず、然れども菅公の如く盛なるはあらず、談山社は藤原氏の家廟のみ、東照宮は徳川氏の祖神のみ、二家が政治上の最優者たりし時代に於て、この二神の崇奉天下に行はれしと雖も、その權勢の失墜と共に、神威亦頗ぶる廢せり、これ豈に天満大自在天神の比ならんや、菅神の崇奉は生前に於ける徳業文學と、人物の高華靈秀とにあり、何ぞ必ずしも區々たる死後の威靈にあらんや、世間或は、公崇拜の由來を以て、兩部神道者流の附會説に歸するものあり、これ斷じて非なり、公の薨後雷神となつて生前の政敵を殛罰したる傳説は、故き迷信なり、決して後世の作爲にあらず、殊に公の復官が、公の薨後二十年を出でざりしを以てせば、この迷信は公薨後間もなき事なるべし、迷信とは何ぞ、公の冤枉に對する一世の同情、及び應報律の必ず下さるべき豫想、願望と、これより生ずる畏怖崇敬の超理的感情なり、乃ちこの種の迷信は、これを迷信と謂はんよりも

人事の缺陷を補ふべき人心の妙用と

いふを當れり

とす、何となれば公の遷謫は、政争の局面以外にあるものよりして、非常の失望なり、痛惜なり、又怨嗟なりしなるべし、而して當代の人心は、この不平の慰藉を何に求むべきか、吾人の觀る所を以てせば、平安朝の初期を承けて事相盛行、人皆現世安樂を以て畢世の願望となし、時代なれば、勢ひこの報償を現代に求めざる能はず、こゝに於て災青なしと雖も、惡人殛罰の事實は必ず現はるべきこと、當代人心の豫想にして、又その願望なりしならん、加ふるに天災交々降り、公の政敵にしてその構陷者と見做されたる、時平以下の諸人、前後相續て非命に死したり、乃ちかくあるべしと豫想せしもの、又かくあれかしと願望せし者に到つても、その應報の餘に正しきと、其靈驗の餘に明かなるとには、少からず畏怖の念を抱きしならんか、已に加持祈禱の効驗を信せし時代なり。

豈に公の威靈を信ぜざる道理あらんや

匹婦寃に死して九夏霜を飛ばすといふ、况や大臣寃に死す、國家災青なきを望むも得べけんや、殊にその人は盛徳の君子にして、一世の重望を負ふものなり、故に當代の人心よりせば、有ゆる天災地妖は、皆天が公の爲に降す所、若くは公在天の靈、匪類を殛罰せんとしてその大神通力を顯はす所と信じしこと、寧ろ當然ならずや、これ豈に兩部神道者流の附會説に本づくならんや、又事相派の諸僧が、その法力を誇張する手段として、これを假設せしものならんや、上朝廷より下庶民に到るまで、當時實に此の如く深信せしものと做して可なり、淨藏傳、扶桑略記、菅家御傳記の所記を見るも、明にこれ等の事情を知るに足るなり

已にこの畏怖あり崇敬なかるべからず

朝廷の贈位、贈官、奉祠に勉めたる、皆その畏怖と之に次く崇敬の事實とを表

す、公を遷謫したる朝廷尙然り、公を欽仰崇敬しつゝありし人心、争てかその威靈を拜せざらんや、此の如くにして公は全國民の奉祠を得たり然れども公の崇拜せられし理由は、これに止らず、何となれば迷信に由来したる崇拜は、此の如く永久に繼續せらるべき所以なければ也、然らばその原因は如何、吾人はこれを公の徳業文學と、その性格とに歸せんと欲す、然して公のこの二者の價值は、各々其條に論すべきを以て、今こゝに擧げずと雖も、その何れを以てして國民の崇敬に値すべきは確的なり、これに加ふるに公には國民より多大の同情を寄せらるべき資格あり、孤立の地位を以て藤原氏と奮闘せる、儒臣を以て相位に上りたる、又

冤枉を以て窮荒に遷謫せられたる

皆以て後人の同情を買ふに足るべし、殊に生前に屈する者は多く死後に伸ぶ、公の如き大屈者は、更に身後に於て大に伸ぶべき權利を有す、近代に到るまで、菅神が文學の神、又運命の神として祀られしが如き、文學はその生前の長技と

教化とによるべく、運命は公の不遇なる、世の不遇者に同情すべしとの期待に出でしならん、支那に於て、關壯穆が冥界及顯界の審判者にして、兼て文教上の運命を掌ると信せらるるもの、同じくその生前の屈辱により、滿天下の不平等の爲に氣を吐くものと傲されたればなり、公と彼とは、時に於て相距ること遠く、人に於て亦相類せずと雖も、生前に屈して死後に伸びしは一なり、香火悠久、奉祠天下に洽きも亦一なり、彼は義烈鬼神を感じ、此は忠誠天地に孚とせらる、その由る所を糺せば相類するものなしとせんや

凡そ人の死して神として祭られしこと

豊に附會假托によりてのみならんや、その際現明晦、時に幸不幸ありとせんも、要するに人心の奥底に根するものありて、知らず識らず天下を動かしたのみ、加藤肥州の清正公として佛徒に祀らる、多少利用せられたる跡なきにあらざるも、是れすら生前の抑鬱に對しての、死後の應報といつて可なり、況や菅公をや、又談山社、東照宮の、嘗つて盛にして今衰へたる、豊國廟の、徳川幕府

滅亡の後に新に興りたる、皆以て人心向背の理趣を知るべし、これ史家の往々にして輕視する事實にして、吾人より觀て最も重大なる問題となす所のものなり。

三 公の感化

菅公の偉大なる感化を後世に及ぼし、永く國民が理想の典型たりしに就て、その最も特異なる點は、公の儒者より身を起し、一事也、公と前後し、精神界に重要な位地を占めし偉人は、鑑眞、義淵、行基、傳教、弘法、慈覺の如き、皆佛門の出ならざるなし、これ當時佛法の勢力強盛にして、かゝる偉材を收拾したるにあること勿論なるも、亦一は儒學の不振、徒に文字の學たるに止り、那魯學問の硬度、國民の溶解する所とならず、徳教の名あつて全く其實なかりしに因る、乃ち儒臣の出身を以て一代風教の把持者たりしもの、公を措てこれを求むること能はず、吉備眞備の如き、大陸文明の輸入者、及び宣傳者として、は、公より以上の位地を占むべきものなれども、一國の風化に補ありしこと、少くも後世に感化を及ぼし、ことに至りては、遙に公に及ばず、その他紀長谷雄、小野篁、三善清行等の諸人才ありと雖も、皆藝苑の雄にあらずば、悉く是れ翰林の才なり

學問德業を以てしては公に比倫すべからず

これ公の徳教家として、殊に優秀の地歩を占むる所以なり、但し公と雖も、後世の儒家の如く、孔孟の道を一意宣揚せしにあらず、その學問、又嚴に言へば後の儒學にあらず、或は公の經傳に對する崇信は、一部の普門品より多しとするを得ざるやも知るべからず、然らば公は何の故に爾く一代の崇敬を受け、その徳風かくまで人心を薰化したりや、曰くこれ公性格の高華靈秀なる、以て當世の儀表たるを得たればなり、操持の正しくして風度の優れたる、以て時人をして景慕せしむるに足りしを以てなり、加ふるに父祖三世儒門の耆宿として、育英の事業に勉めたる、門下に幾多の俊髦を出し、のみならず、文詞の美、唱酬の才、亦多く時彦を抜くものあり、公はこの諸長を兼ねたり

これその時代に高擧し上君寵を篤ふし
下衆望を集めし

所以か、公の事業は歴史に見はれ、その文章は菅家文章に留存すと雖も、所謂紀傳の學なるものは梗概だに知る事難し、况や公の學問の淺深、及び好尚をや、要するに公は學問の人といふも、寧ろ徳行の人なり、その壯年の頃は、功名仕進の念熾なりしと傳ふるも、その晩年は忠誠謹厚、一點の瑕瑾だになき圓滿老成の人物たりしならん、その詳説は各々その條下に擧ぐ

菅公と時代及公の事歴

一 王室と藤原氏との關係

日本の政治史は、王室と有力なる一豪族、又は數豪族との間に於ける政柄の興衰、及び勢力の協同、抵排分争の歴史なり、初め天孫族の八洲を平定せしは、主として國神大國主族との平和なる交渉により、次で神武天皇の四海戡定は、又主として饒速日族との協和によれり、その後帝統の支系者、亦各々巨大なる氏族を爲し、を以て、中古には蘇我、物部、中臣等の諸豪族出で、その他多數の豪族その下に滋殖せり、中に就て武内宿禰の後系たる蘇我族は、物部、中臣の二豪を偪して、天下の大權を掌握し、傍ら王室と婚親を通じ、その勢力を内外兩面より扶殖せしを以て、馬子より、蝦夷、入鹿を経て、その勢威殆んど王室を危ふせんとせり、これ中臣鎌子の鎌足が、中大兄の天智を勸めて、入鹿父子を誅鋤せし所以ならん、然れども諸豪族の勢力は牢然たる根柢ありて、一蘇我氏を偪せる故に、その跋扈跳梁を掣し得たるにあらず、聖德太子以來、王室

を中心として其利害を慮るもの、皆氏祿世襲の制を更め、以て豪族の勢力を根底より變動することに努めざるなし、大化の革新といふも全く是れ也、而して最も銳意これを圖りしものを天智天皇とす、故に

近江朝の政令はいはゞ豪族に對する宣戰狀

にひとしく、壬申の大變は、その反抗と看て可なり、天武天皇の大友皇子に逼らせし如きも、實は諸豪族反抗の形勢を利用せしものにして、よりに近江朝に報復し、且つ自己の希望を達せしに過ぎず、こゝに於て勢ひ氏族政治を復興し、與黨の人心を失はざる如くせざるべからず、此の如くにして大化革新の目的は全く敗れたり、加ふるに天智を援けて蘇我氏を誅夷したる中臣氏は、巧に皇族相擠排の間に處して、門戸昌盛の謀を逞ふし、更に蘇我氏の故法を襲ひ、その女を後宮に納れて宮掖の間に勢力を布き、后妃は必ずその女、立太子は必ずその女の所生といふ如くに、甚大なる外家の權威を政治の上に建立したり

良房基經はその横にして且つ智なるもの也

抑も藤氏の門戸のかく迄に強盛なるは、一面に王室の甚だ振はずして、又他の諸族の同じく痛く鎖沈せしことを意味す、由來政權の推移は、兵力によらずして多く衽席の間に決す、壬申の變は殆んど例外なり、藤氏歴世これ等の智巧に富み、兵力によらず、制度の更革によらず、坐ながらにして天下の大權を收む、凡そ浸潤の力の物を侵す、率爾として到るにあらず、先に聲して後に來るにあらず、人の虞り難く、忽にし易き處に於て、日に積み月に積み、迫らざる勢を以て懈りある時に乘ず、こゝに於て勇あるも防ぎ難く、智あるも施し難し、藤氏の政權を攘竊し、は全くこの手段なり、而してその勢力已に立てば、王室の名と權とを以て尙歴し難し、況や他の諸族をや、これより皇位の繼承、軍國の大事、凡て決を藤氏の意に取らざることなく、獨り權勢その門戸に聚るのみならず

天下の莊園過半その領有に歸し

權と富と共にその并す所となるを以て、一代の人才皆爭ふて其用を爲し、王氏を出でて遠からざる源平二族の如き、甘じて彼の僕隸倍從となれり、勢あるものは横ならざるを得ず、こゝに於て甚だしきは自家の女の出ならざるを以て、嫡長の惟喬親王を屏けて幼弱の清和天皇を位に即け、又自己の意を以て、大なる失行なき陽成天皇を廢して時康親王を擁立し、如き、曹姦馬謖と何の擇ぶ所なし、只滿朝の簪笏悉くその輿類にして、史を編むもの亦其子孫ならずば、凡て藤氏の意に迎合するを勉むる、曲學阿世の徒のみなるを以て、その罪跡湮没して傳はらざる耳、三代實錄元慶八年の條に曰く、天皇手書送皇太政大臣曰、朕近身病數發、動多疲頓、社稷事重、神器叵守、所願速遜此位焉と、この僅々數文字の裏面には、恐らく

悲痛なる一の史實を伏在せん

陽成天皇の事蹟もと疑ふべきもの多し、その遜位の一事に至つては更に疑ふべきもの尤なるものなり、然れども當時の正史は、專横の臣基經の子時平の撰する所、父の爲に其過愆を諱むや固よりなり、これによりて事實の真相は得べからず

藤原氏累代の横暴實に此の如し、豈に朝廷の爲に、又自家の爲に、悍然起つてこれと争ふものなからんや、而して藤原氏の競争者が、他の氏族中より出でず、却て前後二回まで佛門の徒より出でしは頗る奇異なる事實なり、この競争者とは誰ぞ、前に玄昉あり、後に道鏡あり、共に藤原氏の競争者、その政敵として世に出でたり

二 藤原氏に對する反抗者 其一

藤原氏の競争者として、或意味には其反抗者として出でたる、玄昉、道鏡の二僧は、共に其氏族を審にせず、又生年月を審にせず、史多くその事蹟を缺く、又これ等二僧の藤原氏に於ける關係、王室に對する關係は、同じく史の載録する所とならず、且つ間々多少の記載あるも、皆二僧の上に不利益なる點多し、これ二僧は政治上の失敗者にして、その史は悉く藤原氏の盛時に就りしを以てなり、然れども前後の形勢より考へ、更にこれを正史の事實に照合して、二僧が王室及び藤原氏に對する關係を、幾微の間に彷彿し得ざるにあらず、請ふ吾人をして姑らく之に就て語らしめよ

玄昉は俗姓阿刀氏なり、阿刀氏は饒速日命の遠裔に出づ、その卑賤の出ならざること知るべし、彼の幼時は知るべからず、出家して龍門寺の義淵に學び、俊才の名縉流の間に聞ゆ、元正天皇の靈龜二年八月、遣唐大使大伴宿禰山守、副使多治比縣守、安倍仲麿に従ひ、吉備眞備と共に

留學生として唐に派せらる

是れ彼が成功の第一歩なり、養老元年三月、大使の一行吾邦を發し、唐に向ふ、この歳唐玄宗の開元五年に當り、貞觀以後の唐代文明は方に爛熟の期に達し、且つ玄宗がその政治上に初政の美を擅にせし時なり、玄昉の唐に入るや、その都長安に留まり、撲揚の智周法師に學び、法相の深義を承く、玄宗皇帝深く彼の學才を愛し、三品に准じ、紫衣を賜ふと云ふ、開元二十二年、遣唐使多治比真人廣成入唐す、彼は吉備眞備、波羅門菩提仙那、佛智道瑠と共に、大使の船に隨つて還へり、吾天平六年十一月多禰島に著し、翌七年三月遣唐使等と共に京に入り、請來の經論章疏五千餘卷、佛像若干を朝廷に獻す、當時上に、後世史家より佞佛の譏を受けし聖武天皇あり、奈良朝の佛法方に旺盛の時にして、南寺に通昭、智通、智達の統あり、北寺に智鳳、智鸞、智雄の統あり

法相の一宗全盛を極めし時代とす

玄昉曩きに義淵北寺の教を受け、その上足の一人と稱せらる、加ふるに唐に在ること十八年、智徳舉行その深きを加へしなるべく、彼の虚往して實歸するや、天下の尊信歸依は彼一人に集れり、天平八年二月、即ち彼歸京の翌年、勅して封一百戸、田十町、扶翼童子八人を賜はり、同九年には唐朝に準じて紫袈裟を許され、僧正に任せらる、想ふに彼の人物は、機鋒穎脱、慧悟四徹、人を屈せずんば止まざる底の才人ならんか、況や奈良朝は政教一致の時代なり、精神界の偉人は同時に政治上の最大勢力者なり、彼の才と、優渥なる主寵と、百僚の歸依尊信との三は、勢ひ彼を驅つて黒衣の宰相たらしめずんば已まず、然も彼をして一指を政治に染めしめたる有力の動機は、恐らく其時に於ける

藤原氏の勢力が一頓挫せし事實ならん

か、不比等父祖の遺烈を承け、勢力を宮廷に扶植せしより、其子孫分れて、南家、北家、式家、京家の四となり、朝廷の名爵皆この四家に於て分領し、政柄亦久しくその手にありしが、不比等の嫡子左大臣武智麿は、天平九年七月廿五

日、痘を病で薨じ、又元明天皇不豫の時、凡家有沈痼、大小不安事故卒發、汝卿房前、當爲内臣、計會内外、准勅施行、輔翼帝業、永寧國家との詔詞を賜はりし二男參議房前は、同年四月十七日を以て同じく病で薨じ、同三男參議兼式部卿守合は同年八月廿五日に、四男參議兼兵部卿左右京大夫麿は、同年七月十三日に、共に世を捐て、四家の藤原氏年を同ふしてその頭首を失へぬ、これ巨族跋扈の禍害を剿絶せんとする、有爲なる政治家の爲には、實に無比の天幸ならざるべからず、但し同年十二月武智麿の長男豊成、參議兼兵部卿に任せられしと雖も、これ立防の對敵としては餘に孱弱の貴公子なり、獨り藤原氏の一黨中

卓犖不羈にして制馭し易からざる廣嗣

ありて、尙その侮り難きを示す、然るに宇合の長子たる廣嗣は、天平十年、大宰少貳として筑紫に遷る、これ蓋し立防が政治に、干預し、藤氏斐除の劃策を實行せし第一着手ならん、この廣嗣の外官に補せられしと同時に、大納言橘

諸兄右大臣となり、大伴宿禰道足は參議に任ずられ、越て天平十一年には、陸奥出羽按察使大野東人、諸兄の子巨勢朝臣奈良麿、攝津大夫大伴宿禰手養、式部大輔縣犬養宿禰等、凡て藤原氏ならざるもの皆參議に任ざられ、さしも一時朝廷に瀰漫せし藤原黨は、一豊成を除けば一人を有せざるに到る、この急激にして辛辣なる立防の改革手段は、果して藤氏一族の怨を買ひ、衆怒にして卿勸に服せざる廣嗣は、先づ起つて立防排斥の抗議をなせり、續日本紀天平十二年八月の條にいふ

癸未太宰少貳從五位下藤原朝臣廣嗣上表指時政之得失陳天地之災異因以除僧正立防法師右衛士督從五位下道朝臣眞備爲言

當時の朝廷は立防を中心として形造られたり、争てか廣嗣の抗議を容れん、こゝに於て狼戾驚悍の彼は、勢ひ力を以て立防と相角せざるべからず、この歳九月丁亥、廣嗣遂に兵を擧げて反す、然れども兵已に名なく、彼亦將師の器にあらず、況や新附の士兵、官軍到ると聞て唯潰散するのみ、殊に朝廷には大野東人あり、久しく邊要にありて軍事に熟し、且つ大に士心を得、廣嗣の軍一合し

て敗るゝは當然のみ、首魁已に首を授げ、餘衆亡散九州蕩平に歸す、廣嗣にして尙然り、豊成以下は知るべし、この時藤原氏屏息して命を聴き

玄昉方に政治上の最優勝者たり

然れども幸運の神の肩上に翼あり、彼は長く一處に駐らざるなり、唯謙抑と堅實はこれを勸住する唯一の策なり、不幸にして玄昉は謙抑を知らざりき、彼は目前の勝利に酔ひ、事として爲さざるとなく、自己の權勢を利用して盛に佛法興隆の策を劃し、天平九年九月京畿の僧二千三百七十六人に綿を賜ひ、同年十月金光明最勝王の二經を大極殿に講せしめ、十年天下に命じて毎月六齋日の殺生を禁じ、又畿内及び諸國に勅して最勝王經を轉讀せしめ、十二年國毎に法華經十部を寫し、且つ七重の塔を作らしめ、又觀音像一軀を造り、觀音經十部を寫さしめ、更に十三年天下に國毎に七重塔一軀を造るを命じ、金光明、最勝王、法華の三經各十部を寫さしむ、加ふるに彼は心手快利の人にして、謹嚴重厚よく民望を一人に繫ぐ底の人にあらず、又才學を以てせば當時彼を以て縑素中の

第一○人○とな○さん○も、徳業はいふに足るものなし、況や驕矜と專横は、人の厭惡を受け易きをや

果然彼は人心を失へり

續日本紀に記して、稍乖沙門之行、時人惡之といふもの、必ずしも彼が敵人の貶言にあらざらん

玄昉主寵を恃で專横の行多く、人心次第に彼を去る、この時を以て更に彼は、二個の大打撃を受けたり、一は玄昉の政治をして重からしめし、當代の重鎮大野東人が、天平十四年十一月十二日を以て薨せしことなり、東人の薨は、藤氏の死灰をして復燃の勢をつくらしめぬ、その翌年、久しく正四位下に屈したる藤原豊成は、一躍して從三位中納言に任せられ、弟仲麿亦參議となり、藤氏復興の勢は刻々玄昉に迫りつゝあり、加之のみならず僧行基の得たる宮廷間の勢力は、全く玄昉の政治的權勢を其の根抵より破壊せり
僧行基は所謂行基菩薩なるものなり、和泉國の人、高志氏、五歳にして出家す、

僧位を受けず、具足戒を受けず、沙彌を以て大僧正に任せらる、彼南寺の傳に屬すと雖も、亦玄昉と同じく

義淵門下七上足の一人なり

はじめ罪を得、獄に錮せらる、後赦されて化を諸國に行ひ、寺院を建立し、難波の堀を鑿ち、橋渠を架し、施藥院を設け、其功少からず、續日本紀に之を稱して

既而周遊都鄙、教化衆生、道俗慕化、追從者動以千數、而行之處聞和尙來、巷無居人、爭來禮拜、隨器誘導、咸趣于善、又親率弟子等、於諸要害處、造橋築陂、聞見所及、咸來加功、不日而成、百姓至今、蒙其利焉

といひ、大日本國法華經驗記亦記して

菩薩行處、巷無居人、田無耕者、男女幼艾、捨耒耜投機杼、爭來拜禮

といふ、その時人に崇敬せられしこと此の如し、彼はこの民間の勢力を移して宮廷に向ひ、殊に聖武天皇の歸依を得、天平十三年東大寺建立の勅を拜し、同

十七年遂に大僧正に任せらる、こゝに於て玄昉の手中より逸せる幸運の神は、飛んで行基の身に集れり、同年十一月乙卯遣玄昉法師造筑紫觀世音寺といふもの、全く玄昉の左遷なり、玄昉の左遷は

藤氏攻撃の失敗を意味す

行基は必ずしも藤氏の興黨にあらざるべしといへども、彼の玄昉に代つて主寵を被りしは、偶々以て藤氏一門の利益たりしなり、これ或は藤氏の族、内外よりこれを扶持援助せし結果ならんもはかられず、而して一面玄昉の失意は獨り其の左遷に止らず、彼が筑紫に赴くと同時に、その封戸は收められぬ、彼翌年を以て配所に死す、史に記して、爲大宰小貳藤原廣嗣亡靈、被奪其命といふ、或はその殘黨の殺す所となりしにあらずやと疑はる、此の如くにして第一回の藤氏反抗者は遂に失敗せり

三 藤氏に對する反抗者 其二

立防廢して政權復藤原氏の手に歸す、殊に豐成の弟仲鷹、才學を以て孝謙天皇の寵を荷ひ、はじめ内舍人より大學少允に遷り、天平六年從五位下を授けらる、これより官位大に顯れ、勝寶元年正三位大納言兼紫微令中衛大將となり、樞要の政機全くその手裡に歸し、寶字元年紫微内相に任じ、二年大保に拜し、優詔して姓を惠美といひ、名を押勝と賜ふ、更に功封三千戸、田一百町を給し、特に錢を鑄、稻を舉げ、及び惠美の家印を用ふることを許す、四年太師に轉り、その男正四位上眞光、從四位下訓儒麻呂朝鸞、並に參議となり、從五位上小湯麻呂、從五位下薩雄幸加知執揮、皆衛府開國司に任す、一門の榮貴實に極る、且つ大炊天皇はその擁立する所なるを以て、威熾熾灼手を炙らば熱すべし、こゝに於て己に異なるものを誅鋤し、諸兄の子奈良麻呂等

反逆の名を以て盡く芟除せられ

貴文王、道祖王の二皇子、並に皇族の貴に居て法司の杖下に慘死するに至り、大伴古麻呂、多治比積養、小野東人、賀茂角足、佐伯大成、大伴古慈斐、多治比國人等は、或は死し或は流さる、殆んど藤原氏の黨ならざるものは、一網に打盡されたり、その兄豐成亦免れず、史に奈良麻呂の語を擧げていふ

聖體乖宜、多住歲序、闕看消息、不逾一日、今天下亂、人心無定、若有他氏立王者、吾族徒將滅亡、願幸大伴佐伯宿禰、立貴文而爲君、以先他氏爲萬世基

又いふ

陛下枕席不安、殆至大漸、然猶無立皇嗣、恐有變乎、願幸多治比國人多治積養小野東人、立貴文而爲君、以益百姓之望、大伴佐伯之族、此舉前將無敵、方今天下憂苦、居宅無定、乘路哭叫、怨歎實多

これによれば當時の物情を知る難からず、藤氏權を專にせし次來、主聰雍蔽多く、民は堵を安んせず、大臣亦その身を保ち難し、諸兄が位望を以てして、その藤原氏の黨ならざるを以て、殆んど免れざらんとし、僅に光明后の慰解によ

りて難を脱す、后崩じて後、子孫則滅の期近かり、これ奈良麻呂の事を擧げし
所以か、その黨に皇子及び耆宿多きを以てしても、この擧實に

二三

皇族大臣が藤氏の專横に反抗して起ちしもの

なることを知る。不幸にして謀密ならず、事随つて敗れ、遂に二皇子をして獄
吏の笞撻に斃れしめたり、何等の慘事ぞ、然れども押勝の悖逆豈に其終を善く
するものならんや、孝謙天皇の後に道鏡を寵するに及び、彼自ら安せず、諷し
て都督使を得、兵權を挾んで大事を擧げんと欲し、謀泄れて誅せらる、而して
押勝の誅死と道鏡の寵任とは、藤原氏に對する第二の打撃なりし也
道鏡の事蹟は玄昉に比して更に審ならず、且つ事を記するもの往々稱徳天皇の
爲に諱み、機稜を以て案を終ふ、然れども當時の形勢を考ふるに、道鏡亦藤氏
の謀に中られし如し、初め廣嗣敗死して玄昉の朝に當るや、藤氏の一族俯伏し
て聲なし、而して陰に力を蓄へて機を候し、大野東人の薨と共に、その子弟を朝
に植え、傍ら行基をして玄昉に當らしむ、次で押勝の敗れて道鏡の朝に立つや、

又これに俯事して争はず、一旦機至るや、忽ち宇佐の神託に托し、一聲して之
を僣せり、道鏡は玄昉に比して

更に驕傲にして智慮なきが如し

その藤氏の爲に乗せられしや亦宜なり、要するに藤氏に對する二回の反抗は、
意氣や壯なりと雖も、概ねその人を得ず、又その計を得ず、玄昉は才ありとい
ふも徳なく、道鏡は時を得たるも才なし、然も皆孤立して事を擧ぐ、要するに
天皇の恩寵に據りて起てるなり、されども當時の天皇は、皆藤氏と姻親の好あ
ることを知らざるべからず、聖武天皇は藤原夫人の子、即ち贈太政大臣不比等
の孫にして、孝謙天皇は同じく藤原氏、光明后の出也、これ二人の功を終へざ
る所以なるべし、奈良麻呂に到つて其事太だ憐むべし、父諸兄已に玄昉の時に
朝に立てり、藤氏の忌む所となるや必せり、况や兩朝の耆宿を以て、老成にし
て事に堪ゆ、子弟亦多く清班に列す、藤氏の族之が斐夷を思ふこと一日にあら
ざらん、奈良麻呂の自ら安せずして事を擧ぐ、勢ひ已むを得ざるなり、その連

及者多くして禍諸皇子宿將に及べるを看ても、人心恐らくこれに歸せしならん、惜夫彼の才力門地仲麻呂の敵にあらず、覆巢の下完卵なく

橘氏一族これに殲きぬ

此の如く數回に試みられたる藤氏征伏の劃策は、事毎に敗れて功を終へず、その政敵は盡く流竄誅殺の運命に終れり、これより中古以來門戸強盛なりし諸豪族は、皆藤氏の威壓する所となり、外差となりて地方の土豪となるものあり、剃髮出家して桑門に世を通るものあり、又甘じて藤氏の僕隸となり、低級の京官に忍ぶものあり、未だ一人の弦を控して彼に向ふものあらざるなり、然るにこの一階級あり、初め微々として振はざりしも、時代の要求はそれをして次第に發展せしめ、其一是藤氏を驅逐せんとして成らず、その志遂に廢せしも、其二是勢力を蓄積し、後機に乗じて起ち、よく藤氏を威迫して政權をその手中より奪へり、一は即ち儒流にして、二は武人なり、菅公實にこの儒流の出となす。

四 儒流の品別と菅原氏並に公の前半生

儒學の源流はこゝに詳論するを須ひず、奈良朝の頃より遣唐使を唐に遣はし、彼の文物制度を傳へて、吾が教化に資せしより、紀傳學なる一家の學問興り、文獻を學び制度を習ひ、又詞章文學を修め、當時の政治上必須の學の一となれり、而してこれを家とするを菅原氏といひ、後大江氏その門下に出づるに及び、菅江二家を以て紀傳の家となすと、猶明經の家、清中二家を以て冠冕となすが如し、故に儒流に菅原大江あるは、武士に源平あるが如き也、源平二族、久しく藤氏專横の下に屈し、その爪牙となり、奴僕となり、汚を含み垢を忍ぶもの數百年、保元平治の交、朝政の衰廢と藤氏の積弊とに乗じ、鵬舉して獅搏、こゝに武家政治の基礎を造れり、學問を以てその業とする所の儒家は、此の如く武力を以て藤氏に角すること能はざるも、尙能く明主の擡舉と、學德資望とを以て、一時藤氏に頡頏し

儼として一敵國の觀を致せり

而して菅原氏の藤氏に對抗せし跡を着るに、その事成らずと雖も、玄昉、道鏡の如く機變の術を弄せず、正經を履み、常道を行ひ、臣としては節を致し、職に在つては能を効し、出處の分、進退の機、一毫として道に缺くることなし、これ玄昉、道鏡の跡の疑似に涉り、時に後世史家の貶責を受くるに關せず、菅氏に到りては千載一違言なき所以なり、今儒流興起の事蹟を稽ふるに、菅原氏本姓は土師宿禰、その先は天穗日命に出づ、垂仁天皇の七年、大和に菅麻蹶速といふ者あり、膂力を以て鳴り、自ら矜て天下に敵なしといふ、又出雲に野見宿禰といふものあり、天穗日命の裔なり、朝廷之を徵して蹶速と力を角せしむ、野見これに勝つ、よりにて蹶速の邑を賜はり、出で、朝に仕ふ、同三十二年、宿禰埴輪を造りて殉死に代ゆ、立物これなり、天皇この功を嘉稱し、姓を土部臣と賜ひ、土部職に任ず

菅原氏實にこの遠孫なり

光仁天皇の時、土師の裔に菅原古人といふ人あり、從五位下遠江守となり、又文章博士に任ず、儒術を以て當世に名あり、桓武天皇東宮に在る日、延て侍讀となす、子四人、季を清公といふ、清公經史に長じ、博學多識と稱せらる、延曆二十三年遣唐使として入唐し、翌年歸國す、官從三位左京大夫に至り、文章博士となり、承和九年を以て薨す、子三人、長興善、入唐して僧となり、次善理、從五位下勘解由次官となる、季は則ち菅公の父是善卿なり
是善は清公の第三子なり、學問に長じ文詞に嫻ひ、家學を承けて文章博士となり、後從三位式部大輔より刑部卿參議に陞る、寔にこれ儒家の老宿、朝廷の清官、桃李庭に滿ち、俊髦門に出づ、凡そ吏として百司に任じ、國家の機務に參するもの、悉くその門生にあらざるなし、時に藤原氏壘閣の上に居て私門の利を營み、その子弟を以て清要の官に列するも、文書はこれを門下の故吏に問はざるを得ず、何となれば執袴の子弟、父祖の餘蔭を以て朝廷の名爵を私するも

人に治才なく吏務は其の嫻ふ所に
あらざれば也

こゝに於て菅原氏の勢力は、隠然朝野の間に蟠りしが如し、殊に父祖三世、徳を積み學を積む、その官位甚だ顯れずと雖も、その彰はれざるは却つて福祚を延くの道にして、菅氏一門の幸のみ、然らずんば豈に藤氏の斐夷を免れんや、而して菅公實に此の如き家に生る

菅公は仁明天皇の承和十二年六月二十五日を以て、京の菅原院に生れぬ、名は道實、字は三、小字を阿呼といふ、その字を三といふこと、是善の第三子なるを以てならん、二兄皆夭す、こゝを以て公後にその家を嗣ぐ

公幼にして聰明、加ふるに父教母訓その賦稟の美を成す、故に神童の稱あり、初め文章生島田忠臣に就て學ぶ、忠臣は所謂田達音なり、菅家御傳記群書類從には田口達音と記せり、達音は是善門下の秀才にして、御傳記に「門弟之中已爲貫首」とあるもの是也、田氏家集といふもの、群書類從中に收めらる、公十一歳

にして詩を賦し、又五歳にして和歌を咏すといふ、其

慧悟詞章を善くせしこと殆んと天性なり

詩は菅家文章に見ゆ、月耀如晴雪、梅花似照星、可憐金鏡轉、庭上玉房馨、公の絶倫なる詞才は已に卵童の時に見はる、「御傳記」に、少而好學、博涉經史、及壯工文、兼詠和歌とあるもの、証ひざる也、家記によると、貞觀四年四月十四日、公式部省試を受け、同五月十七日及第し、此日文章生に補す、時に歳十五なり、同九年、公歳二十にして文章得業生となり、二月廿九日、正六位下を授かり、同十二年三月二十三日、式部省の對策に應じ、五月十七日及第、正六位上を授かる、時に歳二十三、同十三年三月二日、少内記となる、これ公の官職に就ける始なり、同十四年正月六日、美努連清名と共に、存問渤海客使となり、同十四日母氏大伴氏歿す、よりて官を退て喪に居る、五月二十四日に至り、朝廷情を察つて之を起たしめ、渤海客使に答ふる勅書を帥せしむ、少内記元の如し、同十五年正月七日、從五位下を授け、兵部少輔に進み、十九年正月七日、

更に式部少輔に任じ、元慶元年十月十八日、文章博士に任ず、式部少輔たること元の如し、同二年十二月十三日、父是善に代り、右大臣藤原基經に代つて

文德實錄の序を制す

これ菅原氏の故業と雖も、公の詞才一代に顯彰せしや疑ふべからず、同三年正月七日、從五位上を授かり、同五年五月三十日或は云ふ四年八月父是善卿歿す、六年正月十一日、加賀權守を兼ね、これ公の外官たる始なり、前年父の變により職を解て家居す、朝議これを以て起たしむるなり、七年四月廿一日、渤海客を饗す、權に治部大輔の事を行はしむ、使斐文籍、公の詩を稱して、道眞文章似白樂天といへり
公の詞才官祿共に進むより、二様の迫害は公の身邊に生ず、一は學派の異同といはんよりも、儒流の品別、各々門戸をなすより、公の仕進の速なると文名の籍甚を喜ばず、相黨して惡聲を放つ、元慶五年、公博士難を作りて悶を遣る、當時の物情實に此の如し、又田達音に與ふる詩あり、曰く、傾蓋猶如骨肉親、

交非深淺只因人、行前無限憐花去、別戀菅家一日春、多感の公は、俗輩の詆諆にあふて殆んど堪へざる如く、滿腔の鬱屈を

一人の知己達音に向つて訴へし也

同七年渤海の客と應酬するや、世亦公の詩の拙惡を誹るものあり、公詩情怨を賦して幽愁を抒ぐ、然れども是れ偏狹娟疾なる一部輕薄者流の爲のみ、公の聲望は日に加はり、士民皆菅氏の門に謳歌す、こゝを以て勢ひ藤原氏の徒の喜ばざる所となる、仁和二年正月十六日、公讃岐守に任せらる、これ明に公の左遷なり、任に赴く前、殊恩を以て公宴に陪す、基經手に盃を持し、公の前に佇立し、吟じて曰く、「明朝風景屬何人」と、復公をしてこれを高吟せしむ、公懊惱自ら堪へず、纔に一聲を發し、のみ、嗚咽語をなす能はず、文章博士藤原佐世、公の傍にあり、公を憫み詩一篇を寄せ、これを慰解せしといふ、公の外差は獨り左遷の意ありしみなならず、多感なる公に在つては一大打撃たりし如し、故にその讚岐にあるの日、賦する所の聲詩、盡く哀傷憂愁の感を寓せざるものなし、

乃ち公の外官たるは公にあつて堪へ難き失意なりしならんも、公の詩境はこれによりて更に進むこと一等なり、恰もこれ樂天の杭州に之き、東坡の海外に謫せられしが如し。

人に在ては悲むべきも詩に在つては喜ふべし

公の賦して讃州刺史本詩人といへる、恰もこれ蘇州刺史例能詩の嗣音ならずや、公任地に赴きし後、翌仁和二年秋、請暇京に入り、同四年春復讃の地に向ふ、この時正五位下を授らる、凡て任にあるもの通じて四年、寛平二年を以て任満ちて京に歸へり、同三年二月廿九日、藏人頭に補し、三月九日、更に式部少輔に兼任し、四月十一日に至り、又左中辨を兼ね、藏人頭、式部少輔たること元の如し、同廿五日公状を上つて藏人頭を辭す、勅して之を許す、同四年正月七日、從四位下を授かる、一たび外任に屈したる公は、こゝに於て驚くべき速力を以て官位を進めり、而して公の陞進は、實に關白基經の薨後一月なる事實を知らざるべからず、彼は寛平三年一月を以て歿したれば也

五 王室と藤氏の凌轢

并に阿衡始末

文徳、清和の後、藤原氏の權力全く定り、良房、基經相次て攝政となるに及び、三台の位時に帝位の尊嚴を犯す、基經の陽成天皇を廢して光孝天皇を立つるや、王莽の志を以て伊尹の跡を學ぶものなり、光孝天皇崩じて宇多天皇立つ、亦基經の策立に出づ、故に天皇彼に信頼するや篤く、彼を以て關白となさんとする意あり、當時朝廷の儀多く支那に式とり、大臣の任命往々にして推讓の虚禮を例とす、天皇亦基經の辭讓を慮り、先づ詔を下して

先有遺托之命、况余已爲孤子、而思隨教之命耳、如此之言、若有辭退、更亦不住世間、小子不攝世間之政、拋小君之號、逃隱山村是所念也、扶桑略記

といふ、次で仁和三年十一月廿一日、基經に万機關白の詔宣を賜ふ、文は左大辨橘廣相の艸する所なり、基經果して一たび辭す、次で閏十一月廿七日、天皇再び詔書を賜ふ、この文又廣相の艸する所、これによつて圖らず

王室と藤氏との葛藤を惹起せり

事は左少辨兼式部少輔たる、文章博士藤原佐世が挑發する所にして、三善清行、紀長谷雄等の腐儒、藤原氏に阿黨して天皇と廣相を陥れんとするに因れり、天皇の基經に下せる優詔中

况朕愚未學、考何政道、卿秉鈞奕世、任命受遺、所謂社稷之臣、非朕之臣、宜以阿衡之任爲卿之任、先帝右執卿手、左撫朕頭、託以父子之親、結以魚水之契、宛如在耳、豈而忘乎政治要畧

の語あり、この勅の下るや、藤氏の門に走狗たる藤原佐世といふもの、基經の邸に候して曰く、朝廷公を以て職なきの地に置く、阿衡は位なり、職事にあらずと、基經これを聞て大に憤り、これより朝に出でず、有司官奏を持ち來るも亦省せず、機務滯滞、政事全く廢せり、源融は時に左大臣たり、よりに阿衡の義を諸博士に諮ふ、助教兼讃岐權掾中原月雄、博士善淵愛成、正六位上行少外記紀長谷雄、從五位下行大内記三善清行、從五位上守左少辨兼式部少輔藤原佐

世等、皆勅文を上る、彼等皆曲學阿世の徒なり、凡て基經の意を迎合して

勅書の非を鳴らし廣相の罪を劾す

廣相亦勅文を奉りて、勅書に誤なき理由を疏陳す、衆訟紛々決せず、延て仁和四年六月に到り、晦日の大祓の如き、公卿一人も參朝せしものなかりしといふ、皇威の衰へしや久しと雖も、陵夷こゝに到つて極れり、滿廷の簪笏、一人として累世皇恩に霑はざるもの有るなし、然も一己の利害を先にして、公事の舉措を錯り、權臣の意を憚りて、聖主の憂を思はず、遂に天皇をして、諸公卿依不先觸及於已、毀譖作者と、その御記に憤怨を寓せしむるに至る、基經の不臣、佐世、清行等數輩の妄狀は問ふを要せず、融、多の兩大臣の如き、至戚を以て要路に在るものならずや、理當に蹇諤の言を致し、基經が暴横を戒め、佐世、清行等狗鼠の輩を誅責し、廣相の忠悃を揚げ、以て

朝廷の清規を振肅せざるべからず

然るに依違の言、摸稜の態、只管基經の意に扞觸せんことを虞れ、遂に天皇をして忍んで前詔を改めしめたり、御日記にいふ

朕之博士是鴻儒也、當以太政大臣令攝政之詔書、令此人作之、其詔文華雖遺麗、而唯有阿衡句、是則群邪所託意、於是公卿以下狂稱有罪之人、于時在六月晦日、有大祓之事、其日無公卿一人、中界但三公之事、伴人等所引言違謬、吾博士所指明云々、朕内心鬱憤、頃之左右云嗷々轉起

天皇は明に廣相の引證謬らざるを知る、而して聖意を賛けてこの間に折衝するもの絶てなく、汚辱を含んで詔宣を改め給ふ、恐らく宇多天皇一代の痛恨事なりしならん、この時菅公は讃岐守として外遣せられ、適々暇を請ふて京に在り、よりて書を基經に寄せて、廣相を罪することの、藤氏の利益ならざるをいふ、その文理を盡し情を悉し、敢て阿衡の義を解して諸博士の説を批せず、紛糾を慰解すること一に情義利害の見よりす、よりて

兩者の感情を融解することを得たり

朝廷の大臣、群僚手を束して決す難きもの、公よく隻手之を解く、基經の意これによつて釋け、廣相の罪も亦寛假せらるゝに到る、十訓抄に云ふ

菅相承いまだ御官位あさくおはしましけるに、殊に歎かせ給けり、明經には善淵愛成、紀傳には藤原佐世等、毛詩尚書漢書などの文を引て、執論を成と云とも、是にしたかひ絡はず、其文にかなはじと仰られて、菅家御消息には、廣相あやまりなき子細の旨をのせられてのおくに、大府先於施仁之令、諸卿早停斷罪之宣とぞかゝれける、廣相是を聞て悦けり、失て後程へて菅家の御夢に、廣相來て其悦を申て三の金笏授奉りけり、我三公にのぼるしるしやとぞ被仰ける

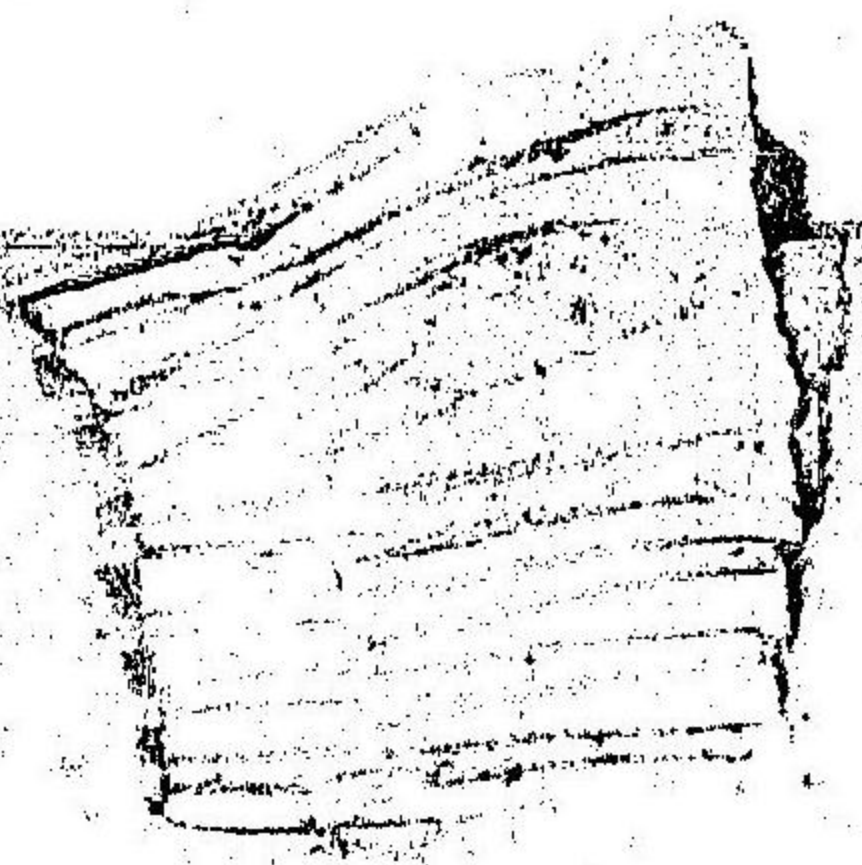
俗傳といへども亦以て菅公辭令の妙と、當時の物情とを悉くすに足るべし、然れどもこの局面の和解によりて、中心歡喜の情を表ししもの、豈に獨り廣相一人ならんや、他年

宇多帝の寵任公一身に集りしこと

實にこの一事によりてなるべし、藤氏の専横に苦める天皇の地位よりせば、滿
延の群臣、頼つて以て天下の大事を託すべきもの公一人なりしならん、大臣威
族囁嚅して言はざるに、眇然たる一地方の守介を以てして、藤氏の威に懼れず、
事理を申し、名分を糺し、よく聖主側席の憂を分つ、社稷を以て念となす者に
あらずんば能はざる也、況やこれに寄するに重任を以てし、之に付するに大事
を以てすれば、負荷の重きを思ひ、知遇の厚きを感じ、危を冒し難に就く、亦
辭せざる所ならん、已に解紛の手あり、又殉國の誠あり、その品流聲望亦人後
に落つるものにあらず、藤氏の専横を勸掣して王室の尊榮を希ふもの、公一人
を擡て樞要の地に置くに如かずと、天皇の意已に此の如く決し、もの如し、
然れども断じてこの事を行ふは、偏に

基經の死後を待たざるべからず

基經世に在る一日なれば、脚勤天皇に在ること又一日なり、基經の天皇に於け
る、背に芒刺ある如し、こゝに於て隱忍して機を候するもの四年、寛平三年一



月基經世を捐つ、これより先き仁和四年九月、右大臣源多麿す、朝廷の老臣生
存するもの、獨り左大臣源融なり、然れども續齡已に七十、老て且つ耄せるな
り、こゝに於て宇多天皇親政の日は來れり、隨つて菅公陸進の日は來れり

六 宇多天皇と公との關係

二五〇

宇多帝の公を親任せし由來は、前に略々述べし如し、帝は公の學問、文章の絶倫なるを信ずると共に、阿衡の始末によりて、その解紛の手腕あると、且つ忠誠の志とを看たり、况や橘廣相は帝の寵任し給へる宿儒にして、その女義子は帝の女御として、齋中、齋世、齋邦三親王と、君子内親王との母なり、故に公の廣相を救解する所以は、並せて帝を救解せる所以たらずんばあらず、豈に中心感謝の情なきを得んや、其人已に吾に徳あり、加ふるに廣相薨後、才學人物の信頼すべきもの、公一人のみ、帝の意は已に決せり、菅氏を抜いて要路に置き、社稷民生の利害を擧げてこれをその負荷に歸する、必ず無るべからざる事なり、唯基經あるを以て果さず

寛平三年一月基經薨す、子時平年僅に二十一、これ帝が隱忍して發せざりし宿意を、事實の上に行ふべき好時機なり、而して帝の決行の速なる

この機會を利用して錯らす

基經薨じて僅に一月、公は昇殿を許され、藏人頭に任せらる、由來藏人頭は清要の職事にして、賜姓の王氏、又は藤氏の子弟世々之に任じ、伴長男、南淵年名の任せられしは、殆んど例外とせられつゝあり、故に公のこの任は全く異常なり、年に公四十七歳、同三月再び式部少輔となり、藤原時平參議となる、四年左中辨を兼ね、禁色の衣を許さる、寛平四年五月、公その撰する所の類聚國史二百卷、帝王系圖三卷、目錄二卷を上る、この書今殘缺して全く傳はらず、傳ふる所僅に五十三卷のみ、これを公一代の大著とす、この年正月公從四位下に叙せられ、十二月又左京大夫を兼ね

寛平五年二月十六日、公參議兼式部權大輔となり、左中辨を兼ねること元の如し、同月二十三日、更に左大辨となり、四月三日、勘解由長官に任じ、春宮亮を兼ね、參議、左大辨、式部大輔たること元の如し、時平亦同年二月を以て、中納言兼右近衛大將となり、四月春宮の大夫を兼ね、公この歲天皇と議りて

立太子の事を策功す

これ公の政治史中最も首要の事件とす、これより先き歴代の天皇、多く藤氏の女を納れて后妃となし、立太子の沙汰は、嫡庶の分を論せず、藤氏の女の出を以て先となす、これ藤氏よりしてその勢力を宮庭に扶植する唯一の手段なれども、王室常に彼の羈束を免れざるもの、職としてこの一事に由る、天皇よりて基經の女の子なきに先ち、其第一子敦仁親王を冊して皇太子となす、親王の母は、藤原高藤の女胤子なり、胤子亦藤氏の出と雖も、基經の系と相距ること遠し、而して天皇時平に語らず、その他の戚族臣僚に詢はず、獨り公に議して之を決す、且つその遺誠中に、特に公が冊立の殊功を録して、醍醐天皇をして公に信頼せしむる所因となす、天皇の用意や周詳といふべく、公を遇する所以亦優厚といふべし、九月公古歌三百首を撰み、これを漢詩に譯し、題して新撰萬葉集といひ、宇多天皇に上る、この書二卷、收めて群書類聚にあり

寛平六年八月廿一日、朝議公を以て遣唐大使となし、從五位上守右少辨兼行、

式部少輔文章博士紀朝臣長谷雄を以て副使となす、九月十四日、公狀を上り

遣唐使派遣の利害を陳す

この議行はれ、遣唐使を置くこと遂に廢せらる、これ又公の政治史中特記すべき事實なり、その奏狀及び當時の利害は、これを次の條に論ず

七 遣唐使

寛平六年八月二十一日、公遣唐大使に任せらる、九月十四日狀を上りて、諸公卿をして遣唐使の進止を議せしむることを以て請と爲す

右臣某謹案、在唐僧中瓊、去年三月、附商客王訥等、所到之錄記、大唐凋弊載之具矣、更告不朝之間、終停入唐之人、中瓊雖區々之旅僧、爲聖朝盡其誠、代馬越鳥豈非習性、臣等伏檢舊記、度々使等、或有渡海不堪命者、或有遭賊遂亡身者、唯未見至唐、有難阻飢寒之悲、如中瓊所申報、未然之事推而可知、臣等伏願、以中權錄記之狀、遍下公卿博士、詳彼定其可否、國之大事、不獨爲身具陳、款誠伏請處分謹言

同月三十日、朝議遂に遣唐使を廢せり、これ實に公の力なり

推古天皇の十五年、吾國はじめて隋に使を發してより、仁明天皇の承和五年まで、遣唐使の入唐するもの前後十二回、これによりて大陸の文明を輸入し、吾が制度學問文藝に資益せしこと固より少からず、大化以後の政令法度、推古天

平の美術、奈良平安の文學、皆

遣唐使の齎し來れる結果なり

然れども唐の文明は、開元天寶に至つて極まれり、安祿山の亂、その貞觀以後醜化し得たる文物の美、全く破壊し盡し、奢侈を以て飾りし長安の園池宮殿、悉く胡馬の蹂躪する所となり、大曆元和の治、少しく舊儀を回し得たりと雖も、憲宗崩後の唐は、内に藩鎮の跋扈あり、外に夷狄の跳梁あり、社稷の覆亡且夕の間に迫る、當時豈に彼に就て學ぶべき者あらんや、加ふるに吾邦の財政亦頗ぶる匱乏し、内帑多く虚しく、民生亦太た艱し、藤原緒嗣が天長三年の奏議を讀むに、頃年早瘦相仍、人物共盡、一度賑給、正稅缺少の語あり、佛法の興隆より、年々僧寺に糜する資財夥しく加はれり、殊に唐の文物を攝取したる結果は、朝會宮儀凡て侈大にして、君臣奢靡の風に染み、政務紛雜、國內亦事故多く、保元平治の大禍亂を孕胎せる、險惡なる氣運は、冥々の間に生長しつゝある時なり、然も虚榮に急なる朝廷は、府庫の空乏を忍びて尙遣唐使を發せしが、

その承和三年に發し、ものの如きは、果然

何の得る所なくして還れり

況や寛平六年の頃は、唐の昭宗の乾寧元年、李克用が荊州を克復せし時に當れり、即ち後梁の朱全忠が唐を滅しし僅に十年前のみ、この時唐の社稷はその名あつて其實なく、海内鼎沸、亂民蜂起し、帝號を稱するもの前後六七、朱氏の後梁は其九年前に、朱邪氏の後唐は其三年前に、吳、閩、蜀三國は其二年前に、楚は其一年後に國を建て帝と稱し、九州の地方に四分五裂す、且つ入唐の學問僧中瓊は、寛平六年五月入朝の唐商王訥に托し、表を朝廷に上り、唐末の亂離と凋弊をいひ、遣唐使派遣の利なきを報せり、朝廷返牒して彼の志を賞し、之に沙金一百五十兩を賜へしも、朝議已定の故を以て、其請を允さず、越て一月、遂に遣唐大使以下の任命あり、公が星使派遣の利なきをいひ、狀を上りてその覆議を請へしは、正に

時病に中りし卓見なり

或は公の表奏中、道路の難阻と飢寒の困難をいひ、會て内帑の空乏と、唐末亂離、吾に得る所絶少なるべきの理を悉さざるを以て、自家の地位より考察したる、一種の陳情表となすものあるも、吾人は之を信せざる也、公の辭令に富むこと、基經に與へし書によりて審にし得べし、且つ想ふに當時の物情は、直言は事に益なくして己に害あり、故に理非を申し利害を糺すは、事を明にする所以にして事を成す所以にあらざらん、公の文は理を悉さずと雖も、却つて理を悉くせし中瓊の奏狀より事に効ありしを見れば、公の智、これを以て時宜に合ししと爲すや明けし、加之のみならず、公が星使として唐に赴くは、公一身の上よりしても亦其の好む所にあらざりしならん、吾人を以て付るに、公の遣唐使たること、實に左の不利益あり

- 一、航路の不安、道途の艱阻よりする一身の危害
- 二、唐の亡滅且夕に迫りつゝある日、果して使命を全ふし得べし否やの疑問

三、公の爲しつゝありし政治的事業の、中絶する處あること

第三の問題は殊に重要なり、公を以て有爲の政治家と做さず、單にこれを爲我的詩人的の人物となすものよりせば、これ殆んど何等の問題をも爲さずと雖も、吾人の如く公を當代の模範的政治家となすものよりせば、この問題は殊に重要なり、何となれば、公は藤氏の勢力に對抗して、一個優勢なる政治上の根本勢力を建設するの志あるものなり、その爲す所は、遲重にして稍保守的傾向あるも、この

保守的なるは形勢に順應せし恰好の策のみ

急激にして突飛なる手段は、その根柢深く、黨與多き、藤原氏に對抗する所以の道にあらず、玄昉、奈良麻呂の敗れしは全くその故なり、公はこの形勢を案じて、容易に輕動妄舉せず、その數々進官を辭せし如きも、成功を急ぐ宇多天皇の焦躁を制しつゝ、徐々に天下の形勢を變せんとするが爲のみ、公は怯懦者にあらず、寧ろ功名を喜ぶ底の人なり、然も一官三讓して終に之れに就くは、

我より藤氏に争を求むるが如きことを爲さず、先づ門地をつくり、形勢をつくり、内外の黨援を鞏固にし、萬全の策をとつて然る後に藤氏を破滅するにあり、その形勢の熟するまでは、成るべく嫌疑に遠ざかり、世間の耳目を聳動せざるを利とす、公の事毎に時平に下るもこれが爲なり、齋世親王に其女を納れて、外戚の地をつくりしも之が爲なり、又

遣唐使を喜ばざるもこの故ならずとせず

公の學ぶ所と、その好尚とを以てせば、元和を中心としてその前後に光輝を掲げし、唐の中世文學の跡を尋ね、元白諸人が詠歌低徊せし舊蹟を撫摩して、限りなき懐古の情を遣り、彼が精華を挹り、その文字を訪ひ、且つ自家の文情と詞思を、峨眉江淮の間に練ること、公の素願ならずんばあらず、然るに事ここに出でざるものは、寧ろこれより急とするものゝ別に存するが故ならずや、急とする所とは何ぞや、公が藤氏に對抗して、その勢力を政治上に建設する一事なり

公の執政時代

一 宇多の讓位

寛平六年、公の遣唐使進止を議するの状を上りし年、公の歳方に五十、門生等公の賀筵を吉祥院に開く、宇多天皇竊に人をして賀詞と砂金を致さしむ、まことに殊遇なり、又その君臣の歡會が、如何に藤氏の耳目を避けつつありしか、これによりて知るを得ん也、この年十二月十五日、公侍従を兼ね、參議、左大辨式部權大輔、春宮亮たる元の如し、寛平七年正月、近江守を兼ね、七月十六日從三位中納言に任ぜらる、同廿三日、春宮權大夫を兼ね、左大辨、侍従たること元の如し系圖には七年十月十六日中納言となり即日從三位同八年正月七日正三位を授かり、八月式部大輔を罷め、民部卿を兼ね、九年六月十九日、大納言の員を定め、正一人、權二人とし、時平を大納言左近衛大將とし、氏の長者たらしめ、源光を權大納言按察使に、公を以て權大納言右近衛大將となす、而して

天皇讓位の事あり

皇太子敦仁親王、歳十三を以て位に即く、これを醍醐天皇といふ、初め寛平七年、宇多帝讓位の意あり、公の諫止によりて止む、この年六月、又讓位の意を公に告ぐ、議頗ぶる外間に漏れ、人心疑惑す、公よりて讓位の事を斷行せしむ、然れどもこの讓位は、帝と公とに共に不利益を興へたり

宇多帝の壯年、讓位の意を生せしは、全く佛法歸依の結果なるべし、帝初め權臣の凌辱を憤り、菅公を儒臣に擢て托するに機密を以てし、これをして藤氏の權力に當らしめぬ、ここに於て志略々就り、公の官位と聲望漸く高くして、獨力大政に膺るの資已に備はる、加ふるに左大臣源融は寛平七年八月を以て薨じ、同八年七月右大臣に上りし藤原良世は、その歳十二月を以て致仕し、又右大臣源能有は、九年六月を以て薨せり、故に朝廷の耆宿前後相次て歿し、公と時平とその首位に立つ、而して時平の年若くして徳薄き、到底公の敵にあらず、今

權勢位望凡て公一人に歸す

これ帝の安じてその位を退き、餘生を山林に消遣せんとする、その會志を酬ふべき最好の時機としたるなり、然れども禍は不測の地に生ず、公の權勢位望は公の才徳技倆によると雖も、實は背後に宇多帝の寵任あるを以てなり、帝と公と共にこの一事に思到せざりしは惜むべし、かくて後延喜元年遷謫の事あり、帝の公に付託せし所以、公の付託を受けて鞠躬力を致し、所以、共に水泡に歸したり、要するにこの失敗は、帝は形勢を誤り解し、公は少しく自己の才力を過信したりしに因るべし、然らずんば帝は、菅公の成功半に到らずして讓位の意を決すること有るべからず、公も亦、優勢なる政敵を眼前に有しながら、その無比の後援を失ふ理あるべからざれば也、議者或は、帝にして公の地位を鞏固ならしめんには、公を以て時平の上に班せしめ、全權をこれに托し、座して藤氏の權勢を壓せしむべしとなす者あるも、これ帝の志を知るものにあらず、帝は藤氏の專横を厭惡するも

藤氏の滅亡を希ふものにあらず

藤氏歷世罪あれども又功あり、況や帝よりしてはその至戚なり、帝は一面に藤氏の意に反し、橘廣相を庇護せしことあれども、藤氏をして廣相たらしめば同じく之れを庇護せしならん、故に菅公を擧げて機密を托すといふも、主として王室の尊榮と、皇位の獨立を謀り、權臣專恣の弊を杜絶するにあり、豈に藤氏の一門を夷滅するにあらんや、その公と時平とを並び用ひ、獨り公にのみ、大事を托せざるはこの故なり、帝の意以爲らく、時平は一豎子のみ、公にして其位にあらば、十の時平あるも公を如何せんやと、然れども名と器とは假すべからず、彼名族の宗主として朝廷の首班に列す、其人儼薄にして私行修らざるも、才を以てして軽々しく人に下るものにあらず、況や官に門地を論ずるは、その時代の習染なり、時平の驕傲を以て公の謙抑に對す、勢ひこれを凌侮するの念なき能はず、然らずばこれを憎惡するの心なき能はず、その

太政大臣任命の密旨

の如き、公の地位の難澁なるを看、兩帝のこれに同情したる結果ならんばあらず、惜夫この事却つて禍機を速むる原因となれり

二 公大臣となる

醍醐天皇の昌泰元年、公民部卿を兼ね、權大納言、右近衛大將、中宮權太夫たること元の如し、同二年二月十四日、公更に進で右大臣となり、右近衛大將たること元の如く、時平左大臣となり、左近衛大將を兼ね、この年公の歳五十五なり

公右大臣に任せられ、三たび上書して之を辭す、允されず、公の大臣を辭せしは藤氏の嫉惡を受けんことを慮りてなり、公の志は藤氏の專横を箝制するにあれども、吾より罅隙を啓くを欲せず、常に嫌忌を避け、妬疾に遠ざかり、徐々にその功を進めて、以て政治の廓清を期するにあり、これ當時にありて最も萬全にして、且つ時宜に合し、手段なりしならん、公は全く斯の如き主持を以て朝廷に立ち、又藤原氏に對し、なるべし、故を以て基經歿後

大なる迫害を藤氏の徒に受けざりし如し

然れども性急なる宇多帝は、公をして早く志を成さしめんとし、公の遅重なる態度を促がし、その期を早めて公を大臣とし、更にこれを太政大臣たらしめんとせり、帝の公を以て太政大臣たらしめんとしたる理由は、略々前節に論じ、如し、乃ち公の獨力を以て時平とその黨與に當ることの、頗ぶる不可能なる事實を認めればなり、公の才幹徳望を以てして、尙根抵深き藤氏が盤踞の勢力に對立することの、頗ぶる難きを知りたればなり、然れども此の如くすることの公の事に害ありて益なきを審にし得、帝は復びこの任命を強えざりしと雖も、不幸にしてこの寵命が政敵の聞く所となり、公に對する形勢は次第に險惡に激しつゝ來れり、而して帝と公とは共に之を知らず

昌泰三年二月、公右近衛大將の兼任を辭す、聽されず、十月再びこれを辭す、又聽されず、公にありては少くも自己の權勢の、敵人の耳目を聳動するに到りし事實を悟りし如し、これ細心なる公の、數々兼職を辭せんとしたる所以なり、但し帝の輕々しく之を聽さざりしこと、亦多少の理由なきにあらず、公は時平が當面の政敵なり、乃ち帝よりせば、公の官位を時平以上たらしむるか、或は

その同等たらしめざる能はず、然も公は太政大臣たることを辭せり、故にせめては

右大臣右近衛大將の故職に留めざるべからず

これ三讓して聽許せられざる所以なりと推し得べし、公已に此の如く權勢の地にあるのみならず、當時に於て極めて名譽なりし詞章の才の優絶なりしこと、亦その嫌猜を招ける所以の一なるべきか、昌泰三年八月、公その家集三部二十八卷を献す、これ清公の菅家集六卷、是善の菅相公集十卷、及び菅家文章十二卷なり、天皇公の家學素あり、詞才絶倫なるを稱して、御製の詩を賜ふ、曰く

門風自古是儒林

今日文華皆盡金

唯詠一聯知氣味

况連三代飽清吟

琢磨寒玉聲々麗

裁制餘霞句々優

更有菅家勝白樺

從茲抛却匣塵深

推稱至れり、且この詩に註して、平生所愛白氏文集七十卷是也、今以菅家不復

開帙といへり、宇多醍醐兩帝は、公を待つに管樂の器を以てし給へるのみならず、更に元白の才を以て公を遇し給へり、公に在つては感激なり、されども政敵に在つては更に嫉惡の情を煽せざる能はず、君子自ら信ずる所あり、往々にして防守に疎なり、故に小人の簧舌玲瓏の乗する所となる、公の末路は乃ちそれ也

公の遷謫

一 公の左遷及び薨御

人の遇、人事と雖も亦天命なり、公の細心謙徳を以てして、尙狂過を免るゝこと能はず、想ふに公の地位は、極めて處し難き多艱の境遇なりしならん、公の之に處せし所以を見るに、臨淵履氷、惴々焉として小人の怒に觸忤するを恐れし如し、謙抑恭敬は公の天性にして、一命して僂し、再命して俯すること、獨り哲人身を保つ慎戒なるのみならず、況や付託頗る重く、身を保つは并せて君に報ずる所以なるをや、此の如くして遭遇淑からず、輔弼の尊貴を以てして、窮荒の地に竄死するに到る、公は人事を盡したる人なり、人事を盡して天命之に與せず、これ則ち天命なり

延喜元年正月七日、公從二位に叙せらる、同二十五日、右大臣右近衛大將を罷められ、太宰權師に貶せらる

按ずるに菅公左遷の日、日本紀畧、菅家御傳記、菅原氏系圖、埴本大鏡、大

鏡裏書群書類從皆延喜元年正月二十五日と爲す、獨り皇代記類從本はこれを正月二十九日となし、公卿補任はこれを正月十五日と爲す、今假に正月二十五日の説による

扶桑略記卷二十二にいふ

昌泰四年辛酉正月廿五日、右大臣菅原朝臣任太宰權師座事、年五十八、右近衛中將源善朝臣、任出雲權守左遷、依件事同日、宇多法皇、馳參内裏、然左右諸陣警固不通、仍法皇敷草座於陣頭侍從所西門、向北、終日御庭、左大辨紀朝臣長谷雄、侍門前陣、火長以上不下榻座、晚景、法皇還御本院、左降勅使左衛門佐藤原眞興、左近走馬、近衛十人追送、迄攝津國、於是、眞興下馬、權師之前零涙

然も公に對する迫害は之に止まらず、菅家御傳記に云ふ

二月二日、如筑紫國、長男從五位上行右少辨高視、次從五位下式部大丞景行藏人正六位上景茂、正六位下文章得學生淳義等、悉左遷諸國

乃ち高視は土佐に、景行は越後に、景茂は遠江に、淳義は播磨に、各貶謫せら

る、公の詩に、父子一時五所離といふもの是れなり、公の貶謫の命に接するや、一首の和歌を詠じてこれを宇多法皇に上る

ながれ行く我はみくすとなりぬとも

君しからみとなりてとどめよ

公は多感の詩人なり、この冤枉に屈し、鼎鼐の重任を捨て、妻兒と訣し、遲暮衰邁の身を以て、遠く邊境に投せんとす、豈に涙双行下るのみならんや、腸應に日に九廻すべき也、然も尙社禮の安危を忘れず、この重鎮を失ひ、岌々として危きに臨める王室の爲に、法皇の一顧念せんことを求む、忠愛は公の天性といふと雖も、これを讀んで誰か爲に感激せざらんや

法皇の皇忙公を救はんとして禁闕に赴く

自らその所なり、然れども藤原氏の黨拒んで入れず、法皇宮禁の陣前に佇立するもの終日、已むを得ずして盤を回らす、機會一たび去れば、法皇を以てして又奈如とも爲すべからず、遂に公をして終生申し難き恨を呑んで、西遷の途に

上らしいぬ

東風吹かばにはひおこせよ梅の花

あるじなしとて春なわすれそ

これ公が宣風坊の紅梅殿を出づる時の詠なり、公京を出で、河内の土師里に、その姨覺壽を省し、明石を過ぎて驛長莫驚時變改、一榮一落是春秋の一聯を留め、早路塵なく、水路風なく、一行平安、筑紫の配處に達せり

公の大宰府にあるや、府を離る若干の淨妙院に住す、淨妙院は俗に榎木寺といふものなり、敗廬一楹、僅に風雨を覆ふのみ、公はこの處にあつて見るかげもなき餘生を送れり、傳ふる所によれば、家に膝を容るゝ寛あれども、風には壁破れ、雨には屋漏り、亂蓬苦竹叢がり生じし荒れたる庭は、雨の日に行潦これに漲がり、觸目の光景凡て荒殘酸楚ならざるなく、加ふるに百需匱乏、瓶なくして送る晨あり

油なくして過す夜あり

その憂愁拂鬱、みるも哀なりしといふ、公は忠愛誠悃の人なれども、窮死南荒吾不憾、茲遊奇絶冠平生と歌ふ蘇東波の洒落なく、人生自古誰無死、留取丹心照汗青と詠せる文文山の義烈なし、故にこの境に在りて、忡々として孤憂し、悶々として獨り惱む、而して咨嗟詠歎、凡てこれを歌詩に寓す、その日夕の情不出門と題せる詩中に悉くせり、曰く、一從譴落在柴荆、万死兢兢跼踖情、都府樓纔看瓦色、觀音等唯聽鐘聲、中懷好逐孤雲去、外物相逢滿月迎、此地雖身無檢繫、何爲寸步出門行と、公は罪にあらざる罪に服すと雖も、哀傷の情あつて怨尤の詞なし、その忠愛は天性なり、且つ法を重んじ命を畏れ、一室の中に起居して猥に門を出ず、咫尺の都府樓、尙その瓦色を遙望するのみ、公の心は偏に聖主の惑を回して、冤枉の洗雪せられんことを跋望するに在り、然れども盡感已に深く、主聰蔽蒙し、恢廓天地の如く、光燭日月の如き公の心事も、これを其前に明にし難し、故にその歌詩を讀めば、惻々の情、切々の詞、聲淚共に下るの概あり

海ならずたゞよう水のそこまでも

きよき心は月ぞ照さむ

月光似鏡難明罪 風氣如刀不破愁

皆これ謫居中の吟咏なり、公は白氏の詩を學んで、白氏の人と爲りを學ばず、彼は夷惠之間に身を處し、兼濟獨善各々宜しきに隨ひし人なり、故に窮達得失その操を踰えず、又其樂を變せず、常に怡々として自ら娛めり、然れども公の境遇は樂天なることを許さず

公は居易にあらずして屈平なり

屈平の楚を忘るゝこと能はざる如くに、公は社禮を忘るゝこと能はざる人なり。こゝに於て境に隨つて情を移し、閑花流水、自然の景物に消遣すること、公に在りては斷じて爲し得ず、これ實に公の千歲廟食する所以にして、その多感の

詩人たると同時に、又社禮の臣たる所以なり

公幽憂の裡にあり、花に泣き鳥に哭するもの三年、延喜三年二月二十五日を以て榎木寺に薨す、享年五十九或は云六十邊骸を安樂寺に葬る、則ち今の祠廟のある

所といふ

二 公左遷の原因

公は何を以て左遷せられしか、いふまでもなく時平以下藤氏の黨の讒構に出づ、然らばその讒構の出でし所以は如何、一言にして之を擬へば、公の廟堂の上に儼在するは、藤氏の利益にあらざれば也。

當時藤原氏の見る所は、天皇は吾家の天皇にして、朝廷は吾家の朝廷、大臣百官皆吾家の大臣百官なり、故に大臣以下の進退は固よりなり、皇位の繼承、立坊立太子の決、その意にあらざれば、行ふべからざるものと倣せり、然るに菅公朝に立つし後の事實は如何、時平は皇太子の冊立に與りしか、否、宇多帝讓位の議に與りしか、否、彼は藤氏の嫡宗、氏の長者、百官の首班に列せり、而して此の如きは朝廷の大事、盡く彼の與り知る所にあらず、彼の與り知らざるは尙可なり、唯彼のみ與り知らず、菅公獨りこの議に參與すといふに至つては、驕矜なる時平の到底堪ふる所にあらず

公の藤氏の詛ふ所となるや一日の故にあらず

次に菅氏の勢力が次第に藤氏に迫り來るも、亦藤氏の快とする所にあらざりしなるべし、藤氏歴世清要に班す、當時その門地を論せば、誰か藤氏の右に出でんや、唯それ藤氏の頼む所はこれのみ、由來門地といふも、重きをなすは人才にあらずや、藤氏の優勝なる勢力を畜ひ、居然天下の重きをなすは、獨り外戚の威あるのみならず、實はこの人才を網羅し得たる所にあり、然れども菅氏が三世の儒宗として、天下の英才を育成したるに孰若れぞ、菅原傳にいふ門徒數百、宛滿朝野、其顯名者、藤原道明、藤原幹扶、橘澄清、藤原拜基、皆登納言、橘君統、平篤行、藤原博文、對冊及科、餘不可逸載と、清行も亦いふ、外師累代之儒家、其門人弟子半於諸司と、公の門戸の盛知るべし、これ又

藤氏の久しく危惧を懷き所以の一也

次に朝野の聲望公一人に集ること、亦時平等の頗ぶる懐に安とせざる所なるべし、公はその徳行を以て、學問を以て、詞章を以て、共に天下に最たり、加之のみならず、年齒亦太た高く、機務に長じ辭令に嫻る、儼として朝廷の重鎮、士民の儀表なり、これを時平の年壯に行修らず、尙執袴の一子弟たるに過ぎざるに比せば、資望の相懸ること已に甚し、唯門地の故を以て、纔に官位の公の上には班するのみ、これ豈に一日も心に安とする所ならんや、况や宇多醍醐二帝の寵任、亦時平にあらずして公の上であり、時平よりして公を視れば、これ藤氏の榮華を咀ふものにあらずや、且つ勢ひ相敵するものは兩存せず、公と藤氏とは兩存せざる勢を有せり、藤氏敗るゝか、公敗るゝか、兩者一に歸せざる能はず、然れども古來より正人多く小人に敵せず、張九齡の李林甫に敗れし所以亦その過公と相似たらずや、正人は

自ら守るに短に又人を攻むるに短なり

小人は之に反し、蹠啣到らざるなく、謀を以て人に中つるに妙なり、これ小人

の動もすれば其志を得て、正人多く咎に遭ひ垢を含む所以なり、今公が構陷せられし跡を視るに、獨り藤氏の憎悪を受けしのみならず、又一部の學者より痛く嫉妬を被りし若し、この二者相合し、内外より隙を視ふて奸を放つ、公の細心を以て尙免れざるは怪むに足らず、曩時橋廣相の奇禍に遭へる、亦これ也、廣相の受けし割撃は、基經の横暴と、佐世の嫉妬と相合し、結果也、而して公の冤罪は、清行の革命議先づ伏線をなし、次で齋世親王擁立の事實を構へて之に應じたるなり、乃ち政争と學派の黨同伐異が、相黨して公を陷害せしもの、如し、清行は由來卓識の學者として世に推重せられしものなり、この人にしてこの事ある、輕々しくこれを信じ難しと雖も、

清行の「革命議」が公を陥れしは事實なり

但し清行の眞意如何は料り易からざるのみ、昌泰三年十月、三善清行書を公に送り、天道革命の運、君臣剋賊の期近けりといひ、公に急流勇退を勸む、公聽かず、翌十一月、清行更に「革命議」二篇を醍醐天皇に上る、いふ明年辛酉は、天道

革命の運に當ると、辛酉革命の説はもと陰陽家のいふ所の説なり、必ずしも清
 行の臆を以てこれを測るにあらず、然れども幼主を嚇するに革命の説を以てす、
 清行の意實は付り難きものあり、果然時平の徒、公廢立を圖ると誣奏し、帝の
 幼弱に乗じてその聰明を盡感し、遂に菅氏遷謫の命出でたり
 藤氏の興黨の公を謀るや、彼等よりして正にその時機を得たるものなり、宇多
 醍醐二帝の公を信ずるは極めて篤し、讒姦の乘すべき罅隙もと有ることなし、
 然れども醍醐は幼弱の主なり、延喜元年は聖算方に十七のみ、如何に天資の叡
 智を以てするも、十七の幼主にして人の淑慝忠奸俄に辨し易からず、況や革命
 議によりて已に心を動かれつゝあり、諺にも積毀骨を銷し、衆口金を鏝らすと
 いふ、時平、光、菅根、定國の徒、相黨して浸潤の言を薦む、初め之を信せず
 と雖も、後には之を疑はざるを得ず

人主一たび疑へば百口之に乗ず

殊に天皇を廢して齋世親王を擁立すといふ、その事已に人の情に投ずるものあり

り、帝の聰明を以て尙盡感する所となる、蓋し已むを得ざるなり

三 公の罪案

公の罪案は、源善と黨して天皇を廢し、女婿齋世親王を擁立すといふにあり、その政敵の証告に出でしや論なし、然れども世に菅公反意ありとなすものあり、この説扶桑略記の所記に基づき、同書宇佐奉幣使藤原清貫の、復命の條にいふ候師菅原朝臣氣色及府使等云々、但帥見氣色、殊示窮體、前日言意既似理伏其詞云、無所自謀、但不能免善朝臣誘引、又仁和寺御言、數有奉承和故事耳云々

大日本史は、これを斷じて蓋當時諛者誣奏、源善勸道眞圖非舉、故諷使者證成之、とせり、これ確的の見なり、公の清白の心事は、その歌詩に見はる、公豈に不軌を圖るものならんや、こゝに於て清貫の人物に疑なき能はず

清貫は藤原保則の子なり、今世に傳ふる保則傳は三善清行の草する所、清貫の清行と舊故あること明なり、その保則傳にいふ

又在讃岐時、菅原朝臣代公爲守、公竊語云、新太守當今碩儒、非吾所測知也

但見其內志、誠是危殆之士也

公を以て危殆の士なりといふ、後世の見る所と甚だ違ふ、然れどもこの傳の筆者は、佐世に黨して廣相を排撃し、又革命議を上りて公を陷害せし清行なるを思へば、清行、清貫の公に對する態度が、爾く皆公に不利益なりしこと、毫も怪むに足らざるなり、こゝに於て公の禍因の、愈々深くして愈々遠きを知るなり、由來

盛名の下は久しく處り難し

公豈に之を知らざらんや、知つて尙避けざるは人臣の分なればなり、人一日その職に在れば、一日その責を盡さざるべからず、況や公の如きは、付託の重きを負ふて百揆の上に立ち、位人臣を極めて名四海を被ふ、理當に君を匡し政を正し、治を舉げ民を濟ふべく、危きを避けて安きに就き、私を先にして公を後にすべからず、自ら進んで危機を蹈むは、智ある者の爲す所にあらずといふも、猶豫趨超して身を保つに急なるは、豈に國家棟梁の士の爲すべき道ならんや、公

の遇は傷むべしと雖も、人臣の分亦已むを得ざるなり、且人衆き時は天に勝ち、天定つて人に勝つといへり、公の冤枉これを生前に洗雪し得ず、然も死後に於て忠奸の判全く定めり、亦所謂天定つて人に勝つものにあらずや、延長元年四月二十日三十一日正月詔して公を本官に復し、兼て正二位を贈り

延喜六年の宣命を焼毀せしむ

これ公薨後正に二十年なり、次て一條天皇の正暦四年五月二十日十一日更に左大臣正一位を贈り、同閏十月一日二十日九月十日重ねて太政大臣を贈る、これ偏に忠誠神人に信孚せられし故にあらずや、千里飛梅一夜松、千載の下にありて、馬童走卒亦公を識らざるなし、公は生前に屈すと雖も、更に大に死後に伸びたる也

公の人物と事業

一 公の性格

公の人物、人によりて解釋一ならず、これを純忠精誠、終始一貫の人となすものあり、或は多感純情の詩人にして、政治はその長所ならずといふものあり、又保則傳の筆者の如く、これを危殆之士と稱するものあり、然れども吾人を以て觀るに、公の一生を通じてこれを同一範型の人として視ること、恐らく其當を得ざるものならんか、公の性格は史冊の上に詳ならずと雖も、その行事の一斑と、詩賦文章とによりて、その大概を知ること蓋し難からざるべし、これによれば、公の一生の前後には、多少相反の性格なしとせざるに似たり、乃ち四十四歳以前の公と、晩年の公とは、これを同じ習僻傾向を有し、ものと解し難き也、獨り公のみならず、如何なる人物と雖も、四十歳を期としてその前後に差あり

四十は人生の自覺期なり

資稟の美と否とは、もとより關繫少からざるべきも、この自覺期に入りて人の性格定るなり、公の多感純情は、その一生を通じての性格なれども、四十以前には、功名に焦躁しいが如き跡あり、偏僻なる門戸の見あり、凡て家聲を彰はし名聞を馳すること急なる、世のこれ等の年齢にあるものとの何の相違なし、公は純孝の人なりしといふ、當時は人の爲すべく務むべきもの、唯仕進の一路あるのみなれば、父祖を揚げ家門を大にすること、亦官位を以て顯はるゝより他に途なし、公の功名を主とせることその孝情よりしても、又年齢よりしても決して咎むべきものにあらず、然れどもこの功名に急なる一事、或は他の學者の反情を買ひ、又世故に長じたる保則の如きをして、危殆之士と目せしめたる所以ならんも知るべからず、又公の後人より爲我的性格の人と倣さるるも、この故ならずんばあらず、但しこれ公の四十歳以前の事なり

四十歳以後の公は謹厚忠誠の人物たること疑なし

又世故に慣れ人情を明らめ、細心謙徳その身を守り、翼翼職に在り、拳々忠を

致し、殆んど性格の點よりして、珠圓玉潤、何の遺憾なきもの如し、或は公に剛爽俊逸の氣風なきをいひ、又慷慨義烈の精神乏しきをいふものもあるも、これ全く時世を知らざる者の説也、公と雖も同じく時代の人なり、時代を離れて公なし、而して平安朝を通じて、剛爽俊逸の氣風ありや、慷慨義烈の精神ありや、かゝる氣風は、其聲を以ていへば秦商の音なり、金石の響なり、雍々なる太平の樂にあらず、この時已に王政傾廢の端を開き、國家の衰兆現すと雖も、京洛の地、兵革を見ざるもの數百年、人皆太平に謳歌する時なり、將相家を一にし、陣に在るの上將、甲を解て朝政を料理するの時にあらず、故に一國の大員なるものは、須らく公の如く

符彩會會光奕四射せざるべからず

鹽梅の器、熊罷の雄を要せず、秉鈞の才、爭てか慷慨の士を求めん、公に義烈の精神乏しといふは、全く時代を知らざる者の見也

菅家傳には公の人物を狀して、風度精爽、音聲多朗、性不嗜酒、能投壘、以知

□善射禮といふ、これを貌して眞を得しや否やを知らざるなり、唯投壘と射禮に長せしことは、儘々傳記中に見る所なり、又酒を嗜まずといふも事實なるべし、公は純情の人なれども、亦行檢を慎みし人なるべし、四十以後に到つては更に謙を以て自ら處り、和を以て衆を邀ひ、禮恭しく貌正しく、重厚謹嚴朝廷の重きを爲せし人ならん、乃ち寛平延喜に公あるは、晋に王導なり、唐に狄仁傑、張九齡あるが如きか天下、これに望を屬し、朝綱これが爲に擧がる、若し公をして其終を善くせしめば

延喜初政の美豈に寒夜脱衣に止らんや

如何せん鸞鳳鷓鴣と枝を同ふし、麒麟虎豹と穴を同ふす、争はずと雖もその反噬を免れざるなり、若し時代習氣の浸染を以て、公の性格を短長するものあらば、乃ち誤る、鸞鳳は羽翮の雄にあらず、麒麟豈に爪牙の利あらんや、公をして細心に且つ大膽に、日照風和の徳と、電掣雷發の威とを兼ねしめば、この難局に處して全功を擧げしこと或は難きに有らざらんも、時代は此の如き人物の

生るゝを容さず、公に於て何をか咎めんや

二 公の吏才

公は君子人なり、又絶倫の詞人なり、されども政治家にあらずと断するものあり、これ一に政治を知らざる者の言なり、二に成敗により言を立つる説なり、若し心手の快利を以て政治家となさば、公は誠に政治家にあらず、聖徳太子の如きも亦政治家にあらず、忠誠謹厚の人多くは政治家にあらず、此の如くなれば政治の技能は、機智に富み權變に長じ、狡慧黠詐にして利を謀るに工なるもの、能くする所となる、國の經倫といふもの、豈にこれならんや

公の讃岐守となる、顯著なる功績なし、その更に藏人頭より歴任して右大臣に到るや亦記すべき事業なし、これを以ていへば公は政治に無能なるが如し、然れども時平よりして、その上に班しし源融、源能有の職にあるを忌まず、却て下に班しし公を忌みしは何の故ぞ

公の一日其位にある一日藤氏の專横を

抑制し得れば也

これ眞の政治的技能にあらずや、且つ在廷の官僚機務の才あるもの、何ぞ公一人に限らんや、然るに宇多の殊に公を擧げて大命を負托せしもの、豈に詞章の美を以てならんや、又忠誠二なきを以ての故のみならんや、實にその負托に負かざる鼎の才あるを以てのみ、公の才といふは、文書刀筆の技にあらず、周旋走趨の能にあらず、よく治體に通じ、天地を幹旋し、陰陽を調和するの妙用に富むをいふなり、例せば一篇の書を以て廣相の身を保ち基經の怒を解きし如き、遣唐使派遣の不利を認めてこれが廢止を劃せし如き、議者をして檢稅使の可否を再議せしめし如き、獄を理し囚を免せし如き、皆

その才の大用すべきを見る也

これを時平が帝と議り、群臣の奢侈を制せんとして身を以て犠牲となしし一事と相比較するに、何れが大臣としての器度を有するや、論するを須ひすして明

ならん、公は權數を解せず、機變を知らず、正を執つて立ち、誠を以て行ふ、豈に敢て小機巧を弄し、毫髮の利を言語の末に收めんや、世或は時平を以て、その政治上の技能公の上にあるものあり、これ殆んど政治の何物たるを知らざる人の見なり、國家の大政を以て小術數と倣すもの、説なり、凡そ人の事を成すや、凡俗の迂なりとする所、却つてその捷徑たらずんばあらず、近世米澤侯の儉素を以て人を率ゐしや、身先づ衆の前となり、衣を粗にし食を薄くし、一藩これに化せり、時平の如きは身一國の大臣として、尙一小邦の治者にだも如かざる也、而して之を揚げて公を抑ふるに至ては、これ

煦々を以て仁となす徒のみ

大人は物の大に觀、小人は物の小に察る、時平を以て政治の才ありとなすは、小人物の小に察るの類なり、以て政治を識るもの言と倣さんや、公の失敗は、又政治に短なるの致す所となすものあり、吾人以爲らく、公の失敗は政治に短なるが故にあらず、處世に短なるが故也、處世に短なるが故にあ

らず、小人の心を付るに短なるが故なりと、凡て正人君子、自ら防守に疎し、これ成敗を以て太たく念に繋げざるによると雖も、亦己が心を以て人を度るが故なり、小人が挟む所の毒惡の心術と、辛辣の手段とは到底その想像し得る所ならざればなり、こゝを以て東坡の智を以てして、尙呂惠卿の讒に敗れ、張九齡の才を以てして、又李林甫の奸を制すること能はず、公の

時平清行の陷害する所となる

豈に才の短長にあらんや、且つ大臣身を以て國に許すや、利害を以て輕々しく去就進退すべからず、公をして若し身を謀るに巧に且つ急ならしめ、その相位に陞りし日、仕を致して林下に退隠せんか、所謂功成り名遂げ、利祿争奪の外に超然として、餘生を青山綠水の區に消遣することを得べき也、これ白樂天の享けし晩年の生涯にして、白氏文集に枕籍する公の、これを知らざるの理必らずなし、況や公の右大臣たるは、その五十五歳の時なるをや、炎涼の態冷熱の情、已に之を究むること深し、巨族の怨府となり、畏途に奔走すること、公應

に之を快とせざるべし、然れども主恩は報せざるべからず、民望には負くべからず、公は實に事の難きを視て尙進み、身の危きを知りて更に退かざるものなり、これ毅然たる公の大節にあらずや、想ふに清行の書の公の手に到りし時、公は恐らくその裏面に潛みし一種の消息を看破し得たりしならん、又危険の次第に身に近づき來りしを悟りしならん、故に公は

大なる勇氣を以て官位に留りし也

人臣の分、自ら然らざるを得ざりしを以てなり、唯それ禍機前に在り、朝その夕を測らず、公たるもの豈に戚然として内に傷む所なきを得んや、昌泰三年九月九日、御宴に侍して長篇一律を作す、その詩に曰く

丞相度年幾樂思 今宵觸物自然悲
聲寒絡緯風吹處 葉落梧桐雨打時
君富春秋臣漸老 恩無涯岸報猶遲
不知此意何安慰 他酒聽琴又詠詩

天皇嘉稱、御衣を脱して之を公に賜ふ、今この詩を看るに、兩帝の寵遇を一身に荷ひ、恩祿身に餘り、位人臣を極むる公の詩として聞くことを得べきや、悲秋の時、萬景接觸して愁思切なりといふも、これ天涯の孤客、月下の獨婦、偶なくして感多きものの上のみ、大臣應制の作として、殆んど其の體を得ず、然れども愁思懷に苗す、勢ひ哀切の詞となつて出でざる能はず、何となれば公の境遇は、禍機前に在ればなり、朝その夕を測らざればなり、故にこの一篇の詩、これを

離騷九歌の章といふも可なり

公の禍に罹りしこと、公のこれを豫知し得ざりし過にあらず、換言すれば、公の政治の才に短なるが故にあらず、寧ろ公が社稷の臣としての主持が、公をして危を冒し難を履むを敢てせしめしなり、誰か公を以て政治の才なく、又凛然なる節義勇氣なしといふや

或は公の政治的境遇を以て、重盛、且元のそれに比するものあり、これ或は然

らん、されども公の人物のこの二人に比して優りしと共に、公の境遇の至難は更にこの二人の境遇に比して倍せるものあらん、これ等を比較して研究すると、史論として一段の興味あらんも、本傳に切ならざれば姑らく論せず

三 公の學問文章

公の紀傳學に曉通せしと、文詞に優絶なりしとは、遍く人の知る所なり、但しその文詞は類聚國史の殘缺本と、菅家文章、及び菅家後草によりて看ることを得べきも、公の學問は然らず、故に公の學問の淺深と好尚、及び其文章詞賦何人に比倫すべきかの程度に就て、多少の推論を試むべき餘地あるを見る也

嵯峨天皇以來、吾邦文學の士に富む、公と時を同ふして亦良香、長谷雄等の逸才あり、公はこの間に立ちて、非常に卓越したる詞章家となすを得ざるも、その詞才の通暢して何に之くも不可なきことと、文學亦其人の如く、珠様玉如、渾融して斧痕を留めざると、高華靈秀高く人を照すとは、他人の企て及び難き特色ならんか、當時の詩風は、選體と元和體とを以て宗となし、如く、人々皆この氣習あり、公も亦

五言に長じ七言に短なり

且つ平安朝の詞章は、猶大師、道風の書風の如く、渾融の妙あるも一種の和臭あり、詩然り、文に到つて更に然り、但しこれを以て才力低き故と爲すべからず、亦その和臭といふも、近世詩人の和臭と異なり、近世詩人の詩は、物に切なるを尙びて鄙俗淺俚に陥れども、平安朝の詩はこの病なし、よく題と不即不離の妙ありて、その綺麗は、孤霞高く裏り、日これに映じて文五彩をなすが如く、その俊逸は、活泉地に沃き、草木潤澤して欣欣榮に向ふが如し、溫柔にして纖弱ならず、高古にして怪詭ならず、實に詩人賦詠の旨を得たり、公の如きはその尤なるものなり、これを樂天と相踰翔するとせば、或はその家數の大なるに及ばざるべしと雖も、雍和の體、涵泳の妙

後世詞人を抜くこと遠し

唯その病をいへば、句に優れて篇に劣るものあり、瀾漫して涯際なく、時に檢束を缺くが如きものあり、且つ奔放勁拔の氣力に乏し、要するにこれ時代の習氣なり、又撰體を喜びたる影響なり、故に元白ありて韓張なし、況や李杜をや

公は詞章の美と共に、學の趨向正しく、その淵源深きが如し、然れども今より之を測ること實は難し、唯好尙の謬らざることは、その詞章の中に見ゆ、九日侍宴同賦菊散一叢金應制の詩にいふ

不是秋江練白沙、黄金化出菊叢花、微臣把得籬中滿、豈若一經遺在家、
これ日本詩史に評して、其雅尙、豈徒尋常之士之儔哉、宜乎廟祀千歲、威靈顯赫、子孫繩々、文献世家也となし、ものなり、集中又左の二首を看る

仲春釋奠聽講論語

聖教非唯一、孤源引萬流、珠從涿水出、轉自孔門投、問道誰爲遠、趨庭莫暫留、此間鑽仰事、遙望魯尼丘

仲春釋奠聽講孝經、同賦資文事君

懷忠偏得意、至孝自成仁、換白何輕死、含丹在顯親、王生猶在母、曾子豈非臣、若向公庭論、應知兩取身

公は忠孝一本説を取れりといふ、孝子之門必有忠臣、臣子之道何異といふは、實に公の語なり、前詩の如きも同じくこの意に外ならず、又

賦以孝事君則忠

君是蒼天不可階、恐分孝水寫恩涯、食將行路資中味、遠近忠心我孔懷
 の作あり、詩は甚だ劣れりと雖も、公の志は孔だ彰なり、これによつて觀れば
 公は詞章の才のみならず、學深く識正しく、紀傳記誦の家學以外に別に擱ふ所
 ありしを知るに足るなり、詩人一例修飾に富む、今修飾の語を擧げてその人を
 證すること、或は眞を傳ふに於て一失なきを必とせざるも、公に於ては吾人そ
 の大過なきを信する也

親鸞聖人傳

一 佛教の一開展

天に雨なきの所なくして、土に水なきの地あり、慈雨恩を敷く、豈に地により
 て厚薄あらんや、惟土性の差、これを承受するとせざるとの別あるのみ、同じ
 くこれ西來の佛法、或ものは高くして難きものに就き、或ものは低くして易き
 もものに就く、又或ものは數經數論を所依とし、或ものは一經一論を所依とす、
 教に權實あり、法に大小あり、各々性の近きものによりて道に進み、更に顯密
 によりて等を立て、又眞假によりて品を分つ、よりて遂に十三宗の區分あり、
 今これを各宗の見地よりせば、又各々自己を以て專修正行の眞實教とし、他を
 以て雜行雜善の方便門となす、然れども大要分ちて二となすことを得、乃ち所
 執の實義よりして

大乘小乗の二門となり

所行の難易よりして自力宗他力宗の二教となり、所作の教相よりして顯藏密藏の二部となる、但し史的發展の跡より之を分てば、更に之を分別して

- 一、他移法
- 二、自發法

の二種となすべきもの也、他移法とは何ぞ、南都諸宗、天台、眞言、禪の如く、印度及び支那の佛教をそのまゝ承繼せしものにして、これを相承の法義とす、自發法とは何ぞ、淨土二宗、法華宗の如く、傳來の教法を日本的に改造せしものにして、これを應化の法義とす、この二法、譬へば均しく水なるも、泉の地に湧くや甘く、流れて海に入るや鹹味あるが如し、一は教を以て境に對し、他は境によりて教を變ず、法や一なりと雖もその立つ所によりて異なり、これ佛法の對國家關係也、又對社會對人關係也、元來日本の佛教は、聖德太子によりて入り、又太子の手によりて弘布せられたり、故にその化の及ぶ所、先づ太子

身邊の宮廷よりし、更に延て百官臣僚の上に弘まる、その

貴族的臭味を帯びしや當然のみ

且つ佛法の勢力は、神道を驅逐して之に代はりしものなり、然も神道は祭政一致の時代の産物なり、佛教のこれに代る、勢ひ政教一致の端を啓かざるを得ず、乃ち爲政者これを藉れて化を天下に行ひ、佛徒亦政治と相結托してその勢力を牢ふす、南北兩寺の諸宗皆是れ也、當時政權、文明、教法の三は、貴族の一團にのみ集り、下民は與らず、又武人の一階級未だ生ぜざりしなり、然るに文明の爛熟と共にその澤四方に布宣し、その宣傳者たる貴族の一級が漸次腐敗すると同時に、はじめて光明に浴したる下級の國民は勃然として醒覺し、一面には社會的にその地歩を占め、他の一面には精神的に或る教法を求むることとなる、故に政權下移、武人階級の建設と、舊教義の墮落、新宗義の發生とは恰も

同根雙枝の現象たりし也

且つ精神界の有ゆる活動は、その當初に於て必ずある勢力と相抱合す、これ物の自存上の自然の法則なり、即ち南北諸宗の京都朝廷と相結托し、禪二宗の鎌倉幕府と相結托せし如き、然るを要せずして自ら然るものなり、淨土二宗の如き勢ひ亦然らざるを得ず、唯最後に出でたるこの宗義は、舊宗義を驅逐して之に代ること、佛法の初時神道を驅逐せしが如くなること能はざりしなり、ことに於て他の方面に於て或る勢力を求めざるを得ず、時恰も國民の最低級たる一般の人民が、自覺しはじめたる時なり、自己の力を認識して起たんとしたる時なり、これ淨土二宗が興に朝廷の崇信を求めず、武人の歸依を願はず、多數の國民に對してその教義を宣傳したる所以なり、或る意味を以ていへば、日本佛教の勢力は次第に下降したり、その教義は次第に淺薄となれり、されども其の半面には、佛教の次第に

宗教的眞義に接近し來れることを證し

又○次○第○に○日○本○化○し○た○る○こ○と○を○證○す○る○も○の○也○、淨土眞宗の如きは全然日本的宗教

なり、唯それ歴史的にいふ佛法なるものは、略二千年の上に於てその萌芽を印度の地に發せしを以て、後人法によりて教を説くもの、範をこれに取らざるを得ずと雖も、各宗の教義は已に取一棄他なり、吾が國狀民心に合したるものを取りて、その他を屏く、殊に眞宗の如きは殆んど棄彼棄此なり、此の如くにして

日本的佛教にして平民的佛教なる

淨土眞宗は成れり、更に言ふときには、淨土眞宗なるものは

- 一、南北諸宗の舊佛教に對しては新佛教新宗義たる地歩を占む
- 一、貴族教に對しては平民教たる地歩を占む
- 一、自力宗聖道門に對しては他力宗淨土門たる地歩を占む
- 一、相承の諸宗義に對しては應化の宗義たる地歩を占む

その他教理の明白なる、修行の容易なる、戒律の簡易なる、或はなき、機根銳利なるものを仮かしめずと雖も、宗教生活を高尚視せず、これを普遍的ならし

三〇六
むる見地よりせば、この宗義は日本佛教中最も進歩したるものゝ一なるべし、殊に有ゆる佛教の山林的なる枯單の風氣を洗制して、これを世間的ならしめ、印度教の特色たる持戒の行を棄て、他力本願の教を開き、平安朝に發展したる現世安樂主義を擴張して、これを未來世に及ぼし、簡にして却つて要を得、淺きが如くして實は深く、凡て

日本の民族性に適合する如くその教理を立し

上下貴賤賢愚の各階級を通し、遍照普濟の妙を極めたる、この宗義の長所とする所なり、想ふに吾國は哲學なきの國なり、その國民は冥想凝念せざるの國民なり、故に法門の次第修行の階級煩瑣にして入り難きものは、假令その教理幽渺深淵なりと雖も、剛には吐き柔には茹ひ、その要緊は把束せられず、その玄妙は消化せられざるなり、華嚴天台の諸宗、教相を闡在して獨り事相の方面のみ盛行したる、その明白なる證據なり、こゝを以ていへば淨土二宗の教祖は、日本民族の心性を明きらめ、その對應の妙義として應化の心法を提唱せしもの

ならん、その相承の次第は問ふを要せず、この新宗を宣傳したる一事、已に絶世の見識を具ふといふべき也

二 淨土宗

淨土眞宗の由来を、その法の系統上より論せんには、理先づ源空の淨土宗を説かざるべからず、而して淨土往生の説、敢て源空に始るにあらず、その教義古くより大乘佛教と相離れざる關係あり、印度にありては馬鳴、堅慧已に之を説き、龍樹菩薩に至りて更にこれを集成し、後親天菩薩、菩提流支、曇鸞、道綽、善導、懷感、少康等これを師資相承せり、これ法然の承くる所の善導流なるものなり、この他支那にありては慧遠流、慈愍流あり、吾邦にては聖徳太子已に西方淨土欣求の願ありしといひ、又皇極孝徳の交に、慧隱が無量壽經の宮講ありしと傳ふ、後行基菩薩の佛號を稱へて衆庶を勸誘せしあり、又智光の淨土曼荼羅を畫き、淨土論注を著せるあり、然も念佛の興隆は、全く傳教大師が

叡山に常行三昧を創めしに基づく

弘仁九年、傳教常行三昧を創して學生に念佛を修せしむ、彼は台密禪戒を大成

せしのみならず、鐵網珊瑚、包羅し得べきものは悉くこれを包羅したり、慈覺大師亦その意を承け、承和十五年に到り、新に常行三昧堂を建て、阿彌陀佛の尊像を安置し、不斷念佛を行せしめたり、其流に空也上人あり、天下を周遊して四民を利濟す、天慶元年、上人京に入り、主として彌陀の名號を稱へ、化を市中に行ふ、又慈慧僧正の門下に源信僧都あり、往生要集を著し念佛の一門を修む、曰く、夫往生極樂之教行、濁世末代之目足也、道俗貴賤誰不歸者、但顯密教法其文非一、事理業因其行惟多、智利精進之人未知難、如予頑魯之者豈敢矣、是故依念佛一門と、よりて考ふに、傳教慈覺は念佛を修すと雖も、この一門を取つて自己の法網中に攝せしに過ぎず、共に念佛の行者にはあらず、故に念佛に正依し、これを持って安心の要訣とせしもの、實に源信を以て初とす、即ち一部の往生要集は、吾邦に於ける

念佛宗の洪鐘なりとす

源信の後に覺超あり、又良忍上人あり、共に念佛の歸依者なり、上人聲明に長

じ、永久五年融通念佛宗を開き、諸國に飛錫して盛に所謂彌陀眞授の法門を弘通せり、而して法然亦この風を聞て起てり

法然上人の淨土宗は、善導大師の遺範によりて法を立つと雖も、彼を淨土往生説に引接したるは、全く源信僧都の往生要集なり、故にその門に出でたる親鸞の眞大師は、淨土宗の相承を以て、龍樹、天親、曇鸞、道綽、善導、源信、源空の七祖となす、乃ちこの宗義の系統上、源信は實に重要な地歩を占むる人たることを知るべし、法然の源空は漆氏、作州稻岡の人、父は名時國、母は秦氏、父母子なし、これを神佛に祈るに、一夕應あり、剃刀を呑むと夢む、時國曰く、この見必らず雜染の人ならんと、因つて孕む、胎にある日、その母輩腥を茹はず、源空長承二年四月七日を以て生る、九歳の時、父寇にあふて殺さる、一族皆走皇として逃ぐ、空屏陰より之を偵ひ、小弓矢を以て射て寇の眉間に中つ、寇なる者は源の長明と稱し堀河院の武士なり、この額上の創によりて終身廢すといふ、郡の菩提寺の僧觀覺、之を聞て請ふて子となす、性字を習ふに長ず、覺以爲らく、この兒草澤に老しむべからずと、送つて延曆寺の源光に

附す、光一見して曰く、これ驥材なり、何ぞ朽索を以て羈すべけんやと、即ち功德院の皇圓に投じ、剃落して戒を受けしむ、時に年十五、これより天台の教義に涉獵し、又黒谷の叡空に従つて密乘及び大乘律を受け、東南院の寛雅に就て三論三師の證明を説き、中川の實範より秘密灌頂及密跡を授かり、具足戒を受け、博沙旁通、略經律論章疏を究む、晩に源信の往生要集を讀むに及んで、始めて舊習の道に遠く、理に即して心に體せざるを悟り、更に善導の觀經疏を看、幡然として蔽蒙を發するを得たり

これ彼が念佛宗弘通の初なり

法然已に所宗を棄て、専ら稱號を修す、こゝに於て承安四年、黒谷を出で、洛東吉水に移り、盛に專修及び圓頓菩薩大戒を説く、緇白靡然として風に向はざるなし

法然は源空、源信に引接せられ、善導に開悟せらるゝと雖も、當時台教中に、この思想の磅礴せしものなからんや、何となれば皇圓、叡空等、皆源信を師承

となすものなれば也、故に彼の一轉歩は、全く往生要集を看たる後といふも、源信より流出せる思潮は、暗々裏に皇圓、叡空に傳はり、又この二人者より源空に傳はりしならん、且つ理に執し力を頼む者には、淺薄なる淨土往生説の如きもの頗る入り難き也、後年南北諸寺の諸高僧等、これを沮みて百方追害を加へしもの、必ずしも念佛行者のいふが如く、我慢偏執の故のみにはあらず、智あるものは力を頼み、敏きものは理を執す、基督の學者と富人を敵としたる、亦この故にあらずや、今台宗の學匠等、卒然としてこの法に遇ふ、争てかよく迷を回し惑を斷じて、恢然として接合するを得んや、乃ち法然の一轉歩といふも、一に習養漸あれば也、二に理に得て法に得ず、迷惑煩悶してその歸宿を求むる刹那、忽として

他力の妙味に接したるものなるべし

ここに於て彼は無上法悦に入る、滿身これ光明、滿心これ歡喜、よく故の所執を脱して洒然新なる境涯を得たり、天高く地厚く、花笑ひ鳥歌ふ、恰も是れ盡

日尋春不見春、杖藜踏破幾重雲、歸來試把梅梢看、春在枝頭已十分なるものに
あらずや、而して見真大師の親鸞は、この源空の門に出でたり

三 親鸞他力宗に入る

浄土真宗の祖師親鸞聖人は、源空の法然上人の門に出づ、一名善信、藤原姓、大職冠鎌足十八世の孫といふ、父は皇太后宮大進日野有範、母は源氏、高倉天皇の承安三年四月朔日を以て生る、即ち師法然が黒谷を出づる前一年なり、生れて四歳父を喪ひ、八歳母亦歿し、彼は怙持なき孤兒となれり、よりにて伯父範綱養ひてこれを子視し、仲父宗義これに経籍を授く、養和元年春、甫めて九歳、青蓮院慈圓の室に投じ、得度して範宴といふ、この冬登壇受戒し、爾後叡山に在りて天台の教義に熟す、御傳鈔に所謂南岳天台の玄風に訪て、ひろく三觀佛乘の理を達し、とこしなへに楞嚴横川の餘流を湛て、ふかく四教圓融の義にあきらかなりといふもの是也、親鸞山に住するもの十年、更に南都に赴き、華嚴法相の旨義を修め、各宗の經疏通せざるものなし、尋て復山に歸へり、建久八年、聖光院の門主となる、時に年二十五歳なり、越て四年、建仁元年の春に至り、親鸞終にその故業を抛ち、山を下りて

吉水の法然に歸投したり

御傳鈔にいふ、「建仁第一の歴春のころ上人廿隱遁のころろざしにひかれて、源空聖人の吉水の禪坊に尋まいり給き、是則、世くだり人つたなくして、難行の小路まよひやすきによりて、易行の大道におもむかんとなり、真宗紹隆の大祖聖人、ことに宗の淵源をつくし、教の理教をきはめて、これをのべ給ふ、たちところ、他力攝生の旨趣を受得し、他まで、凡夫直入の眞心を、決定しましましけり、親鸞は法然の如く自ら悟入せしといはんよりも、當時念佛宗隆興の機運、彼を驅つてその新宗義に隨喜せしめしものならん、傳ふる所によれば、親鸞學を究めて未だ心に得ず、定水を凝すと雖も識浪頻に動き、心月を觀すと雖も妄雲猶覆ふ、安立を求むるの念中に急なれども、自力の法門牢ふして排し難く、無常の風の迅速を憂ふるも、修行の步却て猶豫し易く、遂に悶々の情に堪えかね、雲母阪の險を下りて、夜毎に三條の六角堂に參じ、出離生死の要津を示さんことを祈る、一日岡らず同學の聖覺法印にあひ、共にその志を語るに、

聖覺は法然に歸依して念佛門に入り、彌陀の願力に乗托して安堵決定せりと云ふ、親鸞頗る心動き、且つ觀音の靈夢に感得し、遂に天台の教義を出で、吉水の法示を仰ぎ、全く

二十年の疑義を決せりといふ

神怪の辭を以て宗祖の行實を飾るは、古來佛徒の慣用手段なり、親鸞と雖も亦免れず、然れども之によつて考ふるに、彼が出法歸法の所因は明かなり、他力宗の占むる所の地歩、實に機法相應の上に繋る、今高僧大德、機根共に高くして尋常に超絶するものは、八萬四千の法門、何れに之くとして不可なるなし、然れども法は末法、世は末世にして、殊に化を行ふに僧俗を隔てず、人を度するに貴賤を擇ばざるものは、信心の一念によりて淨土に到達する、念佛往生の大願を措て求むべき法なし、安樂集に所謂、聖道一種、今時難證、一由去大聖遙遠、二由理深解微もの即ち是れ也、理を求むれば理の窠臼に墮ち、法を求むれば法の桎梏に落つ、これを脱すること

他力の易行門に若くはなし

自明は難し、力取は更に難し、今自明の智を捨て、力取の力を捨て、一意彌陀の攝取に依頼す、これ智を要せず、力を要せず、唯一の信あれば足るなり、智には深淺あり、力には大小あり、信に到つては萬人具足し、一文不通の輩猶これを心に體することを得、これ法は人に在り、人を離れて法なしといふに同じ、大道淺近、修め易く、行し易し、親鸞の理智圓滿を以て、高きに求めず之を低きに求め、深きに求めず之を淺きに求めたる、その凡庸に超絶したる卓越の見識といふべき也

四 妻 帶

建元三年、親鸞その師命により、關白藤原兼實の女を娶る、これ僧儀を具したるもの、妻帶せし初なり、御傳鈔に云

建仁三年癸亥四月五日、夜寅の時、上人夢想の告ましく、かの記云、六角堂の救世菩薩、顔容端嚴の聖僧の形を示現して、白衲の袈裟を着服せしめ、廣大の白蓮華に端坐して、善信に告命してのたまはく、行者宿報没女犯、我成玉女身被犯、一生之間能莊嚴、臨終引導生極樂、救世菩薩善信にのたまはく、これはこれわが誓願なり、善信この誓願の旨趣を宣説して、一切群生にきかしむべしと云々

これ妻帶の理由を觀音の夢現に附會せしものなれども、かゝる苦しき理由を附せず、尙且つ淨土の宗義上より、僧形にして妻帶する可能の理を承認し得べしと信ず、元來他方宗なる淨土宗は、念佛往生説の上に立す、故に念佛往生の説を信じ、之を口に行じ、よく猛進不退轉なれば、持戒の有無は必ずしも問ふ所

にあらず、乃ち妻あるも可、なきも可、出家するも可、在俗も亦可なり、何となれば、その教義とする所、全く凡夫往生にあり、眞俗二諦の一致にあれば也、以爲らく、末世の習俗、根鈍に機薄くして戒を持し難く、自修して徳果を得ること更に難し、こゝを以て

時機相應の説を設け専修正行の法門を開らく

大○道○の○理○趣○、既○に○戒○を○持○す○る○有○無○の○末○節○に○拘○は○ら○ず○、如○何○ぞ○妻○帶○の○是○非○を○問○は○ん○と○、獨○り○教○義○の○之○を○許○し○の○み○な○ら○ず○、當○時○の○宗○風○こ○れ○を○容○認○し○て○怪○ま○ざ○り○し○こ○と○、隆○寛○、聖○覺○の○如○き○耆○宿○、亦○多○く○妻○帶○せ○し○と○い○ふ○一○事○に○徴○し○て○明○か○也○、こ○れ○を○持○戒○嚴○重○の○清○僧○よ○り○見○ば○、一○種○の○墮○落○と○し○て○そ○の○眼○中○に○映○せ○し○な○ら○ん○、要○す○る○に○堅○忍○刻○苦○し○て○法○を○自○己○に○求○む○と○、一○向○精○進○に○彌○陀○を○心○に○念○す○る○と○は○、教○義○の○根○本○に○於○て○相○違○せ○り

往○生○は○念○佛○の○信○香○に○よ○る○べ○し○、更○に○罪○惡○の○有○無○に○は○よ○る○べ○か○ら○ざ○る○な○り○、す○で○に○凡○夫○の○往○生○を○ゆる○す○、なん○ぞ○妄○念○の○有○無○を○き○ら○う○べ○き○や○和○語○燈

念佛宗は障壁城柵を撤したる宗義なり、大道坦々砥の如きものなり、何人も入るべく、何人も進むべし、肉食妻帯は、佛教從來の宗規よりせば、行檢を破せし放縱の行爲なるも、既に行檢を撤せし念佛宗にありては、必ずしもこれを怪むべからず、かくして「凡夫往生」は證せられたり

これよりさき建久九年、法然關白兼實の請により、撰擇本願念佛集を選す、その末尾にいふ

今不圖蒙仰、辭謝無地、仍今懇集念佛要文、剩述念佛要義、唯願命旨不願不敏、是即無慚無愧之甚也、庶幾一經高覽之後、埋于壁底、莫遺窓前、恐不令彼之、人墮於惡道也

よりて秘して人に傳へず、高足數人のみ纒に之が傳寫を許さる、而して元久三年三月にいたり、これを親鸞に付屬す、これ親鸞が既に入室の門弟たることを證するものなり、これを大原問答の後十九年、法然起請文の後一年となす

五 大原問答と起請文

法然の念佛宗が、時の要求に應じて新宗義を宣布せしより、上下の依信を得て、その教法朝野に瀰漫す、これによりて平なるを得ざるものは、一に法然を出せる山寺二門の台宗、二に南都諸寺の自力宗諸高僧なり、且つこれ等舊佛教と因縁篤き當時の爲政者、亦心にこれを快とせざりしならん、この不平積積して遂に承元二年の大破裂となる、唯當時の記録多くこの事を載せず、よりて其審なるを知り得ずと雖も、事は文治二年の大原談義に發し、元久元年の訴狀に及び、同年十一月の法然の起證文によりて少しく解けしと雖も、次で翌二年十月の再訴狀となり、以て承元元年の法然遠流に終る、今これ等の事實を略叙せんには、先づ

大原問答の事實より説かざるべからず

大原問答は、親鸞の念佛宗に歸せざる以前のことなり、後鳥羽天皇の文治二年、

叡山の座主顯眞、諸宗の碩學を大原勝林院に會し、法然と宗義を論ず、世にこれを大原談義といふ、當時會するものは、光明山の明遍僧都、侍從已講の長慶印誓聖人、笠置の貞慶上人智海法印、大原の本性上人、嵯峨往生院の聖、木幡の明定房法印大僧都證眞、淨賢法印、淨憲法印、仙義律師、學秀僧都、淨寧法印、妙覺寺聖人、櫻本空法房、生馬聖人、松林院仰德房、長樂寺定蓮房、菩提山藏人入道空佛、觀佛房、八坂大和入道見佛、神樂岡淨空房、中山信蓮房、淨遍僧都、少將上人實惠、大納言法印寬雅、中納言法橋慶雅、醍醐の座主空範、石山僧都覺圓、播尾明惠上人、高尾慈蓮房、財寺求法房、仁和寺勝願房、範顯僧正、竹林房法印、左大臣僧正顯眞等の學匠三百餘人といふ、以上正源明義抄の記する所なり、この談義は、念佛宗の宗義を闡揚し、一部の誤解を釋くに力あり、その結果遂に顯眞以下諸大徳の歸依を得たりと雖も、その半面には

他宗との距離を愈遠からしめ

その敵意を大ならしめし、不利益あり、果して撰擇集の弘布と共に、山門衆徒の

怨を買ひ、元久元年衆徒等狀を具して源空斷罪の訴を起せり、正源明義抄にいふ

元久元年甲子十月、天台座主華頂峯の僧正學匠等を集めて選擇集を御沙汰あり、其の中に、聖道を捨て淨土に歸すべきといふよりこのかた、一切の行を傍にすべきむね、乃至墮他のまへにはしばらく定散の兩門を開くといへども、隨自の後にはかへりて定散の門を閉すといふ文より始めて、聖道門をすて定散をば閉、難行をばかたはらにせよといふ、この捨閉關傍の四の名目を座主とかめ給ひて、我祖師天台大師は四教五時をつくりて、大小權實をたてたまへり、嘉祥は五教を判じ、三乘眞實のむねをあかし、惠果弘法は一代の佛教を顯教と遣、大日の一法を密教とおさめたまふ、各宗をたて其のいはれなり、法然房のごときは、諸宗を滅亡し、諸教を破するものなり、この學佛法の外道守屋にひとしきものをや、はやく天長を動したてまつり、洛中をはらひ、ながく無間の地にうつすべきものをや、大徳達各同心せざるやいなやと、各もとも御義に同じたてまつるとして、明日大講堂の庭に會合ありて定判におよぶべ

し、座主の御房を退散す、同く十五日、山門峰起して、三千の衆徒會合して、會議區々となり云々

と、遂に訴狀を朝廷に出し、も、聽許せられざりしき、これによりて衆徒益々奮激し、更に神輿を昇ぎて僧兵京師に亂入すとの説あり、人心頗る穩ならず、法然よりてこれを慰解せんとして、七個條の起請文を山の座主に送る、その起請文の要に曰く

七個條の起請文のことはにいはいはく、あまねく予が門人の念佛の上人等に

つぐ
一いまた一句の文をうかいはずして真言止觀を破し餘佛菩薩を謗いたてまつることを停止すべき事

一無智の身をもて有智のひとに對し別行のともからにあひてこのみて謗論をいたすことを停止すべき事

一別解別行のひとに對して愚癡偏執の心をもてまさに本業を弃置してゐてこれをきらふべしといふことを停止すべき事

一念佛の門に在いて戒行なしと號してもつばら煙酒食肉をすゝめたましく律儀をまもるものをば雜行のひととなつて彌陀の本願をたのみものは造惡もおそるゝことなかれといふを停止すべき事

一いまだ是非をわきまへざる癡人聖教をはなれ師説にあらずしてほしいまゝにわたくしの義をのべみたりに諍論をくはたてて智者にわらはれ愚人を迷亂することを停止すべき事

一癡鈍の身をもてことに唱導をこのみて正法をしらず種々の邪法をときて無智の道俗を教化することを停止すべき事

一みつから佛教にあらざる邪法をときて佛法としいつはりて師範の説と號することを停止すべき事

元久元年十一月七日沙門源空拾遺古德傳繪詞抄錄

これに署せしもの信空、威聖、尊西、證空、源智、行西、聖蓮、見佛、道耳、導西、寂西、宗慶、西縁、親西、幸西、住蓮、西意、佛心、源蓮、蓮生、善信、行空の諸高足以下二百餘人といふ、承安四年吉水の弘法より三十一年、

念佛宗の弘布驚くべきものあり

法然この起證文に添ふるに、更に左の書を以てせり

近日の風聞にいはいく源空偏に念佛の教をすゝめて餘の教法をそしる諸宗是によりて凌夷し諸行是によりて滅亡すと云々此旨を傳へ聞くに心神驚怖す遂に粹山門にきこる議衆徒に及で炳誠を加ふべき由貫首へ申送られ畢ぬ條一には衆勸を畏れ一には衆思を喜ぶ畏るゝ所は貧道の身を以て忽に山洛の憤に及ぶ喜ぶ所は謗法の名を消して永く華夷の謗をとめむ若し衆徒の糺斷に非ずば争てか貧道の愁歎をやすめんや凡そ彌陀の本願に曰く唯除五逆誹謗正法と念佛をすゝめん輩むしる正法を謗らんや僻説を以て弘通し虚誕を以て披露せば尤も糺斷あるべし尤も炳誠あるべし望む所なり願ふ所なり是等の仔細年々沙汰の時起請を進じ畢ぬ其の後未だ變せず重ねて陳する能はずと雖も嚴誠すでに重疊の門誓狀又再三に及ぶ上件の仔細一事一言虚言を以て會釋を設けば毎日七萬遍の念佛空しく其利を失ひ三途に墮在して現當二世の依身恒に重苦

に沈で永く楚毒を受けむ伏て請ふ當寺の諸尊滿山の護法證明知見し給へ源空
敬白

元久元年十一月七日

この起請文は山寺の惡感情を幾許か融和し得たりと見ゆ、これによりて訴狀の沙汰は止みたり、因て考ふるに、念佛宗と他各宗との相惡は、各宗の妬疾にのみよるにあらず

其罪亦念佛宗の上にも存せり

例せば起請文に擧げし罪過の如きは、皆當時念佛行者と稱する者の上でありし事實ならん、要するに各宗が念佛宗に對して抱きし不快の念は、その勢力隆々南北諸宗を凌夷する形勢あるによるのみならず、尙左の如き諸原因ありと見て可なり

一、他力宗の判釋は、殆んど奪あつて與なく、諸宗の存在を無視せし傾示あること

二、随つて諸宗の出離は得道空しと説く、無知の念佛者多かりしこと。

三、念佛宗の行者中には、その持戒の有無を問はざる宗義の不備に乘し、姪酒食肉を恣にし、あまつさへ持戒堅固の清僧を誹謗する事實ありしこと。

これ法然尙且つ明かに認めし事實なり、況んや他宗にありて、清規を奉し嚴戒を持するものよりせば、これを如何に苦々しく感せしや問ふを待たざる也。元久二年九月、第二の訴状は更に興福寺の僧徒によりて捧げられたり、この訴状は、淨土宗の罪を擧ぐることに凡て九條

八宗同志の名を以て一沙門源空を彈劾せしもの

なり、同年十二月二十九日宣旨あり、名を專修念佛に假り、破戒をなすを意とせざる者を戒飾せり、次て法然親鸞以下八人の遠流、住道安樂以下四人の死罪行はる、事は承元二年二月のことにかゝる

六 親鸞師弟の流罪

承元元年の珍事は、御傳鈔に顯化身土文類六を引て

竊以聖道諸教、行證久廢、淨土眞宗、證道今盛、然諸寺釋門、昏教今不知眞

假門戶、洛都僧林、迷行今無辨邪正道路、斯以興福寺學徒、奏達太上天皇尊

成、號後鳥羽院今上諱爲仁、號土御門院聖曆承元丁歲、仲春上旬之候、主上臣下、背法違義、成

忿結怨、因茲眞宗興隆太祖源空法師、并門徒數輩、不考罪科猥坐死罪、或改

僧儀賜姓名、處遠流、予其一也、爾者已非僧非俗、是故以禿字爲姓、空師并

弟子等、坐諸方邊州、經五年之居諸云々

といへり、これによれば不考罪科猥坐死罪とあり、又拾遺古德傳繪詞の如きも、

「南北の學徒、顯密の棟梁、淨土の一門弘興、聖道の諸宗廢滅の因縁、このことにあり、すべからくその根本について、空聖人をつみすべしといふことを僉議しつゝ、奏聞に及ぶ、そのうへ門弟のなかに不慮の無實内々そのきこえありければ、ことの計會たりふしあしく、南北の學徒の奏事左右なく、勅許と記し、

法然師弟その罪なくして諸宗の割撃に中てられし如くあるも、愚管抄にはこれを法然師弟の罪となせり

罪の是非曲直は今判すべからず

唯承元元年二月に於て、不意の打撃念佛宗の上に下りし一事を録せば足れり

今度南北之擬奏達叡聞諸宗依怙依人心謀茲源空師自文治元年頃始而興淨土門老少悉捨家業剃法外科五十餘依之被禁止淨土念佛猶一聲停止仍而制書如件

承元元年二月

泰 朝 臣

この時法然の門弟、西意善禪房、性願房、住蓮房、安樂房の四人は誅せられ、法然は土佐に、親鸞は越後に、淨閑は備前に、澄西禪光房は伯耆に、好覺房は伊豆に、行空法本房は佐渡に流さる、他幸西成覺房、善惠房二人のみ、無動寺の善題大僧正の救解によりて遠流を免れたり

そこに上人の御弟子の中に、善信親鸞とておはしけり、これ百數人の御弟子のなかに、初心晩學なりけれども、その精奇特にして、聖人瀉瓶の御弟子な

り、いまだ宿老におよばすして、宗の奥義をつたへて、智徳諸方にみちふさがりければ、かねて天聽にそなはり、さきだちて雲上にきこる、徳用やはたして給けん、君臣ともに猶豫の上は、六角の前の中納言親經卿、年來一門のよしみをとをされけるが、折節議定の砌につらなつて、なだめられ申しけるによりて、死罪を遠流に定めり、すなはち配所は越後國笠島の國府なり正源

年義抄

法然上人には、門徒を戒飾せざる咎ありとせば、全く罪なしといふべからざるも、親鸞には何の罪がある、その死罪を宥めて遠流に處せられしといふこと、實は信じ難し、然れども法然の高足一も罪せられず、「初心晩學」の親鸞の殊に重刑を受けしこと、何等かの秘密が此間に伏在せずともいふべからず、更に言へば山寺二門の衆徒が、殊に

親鸞を疾悪せる原因別に存せんも知るべからず

山門にあること二十年、一旦背て淨土の他力宗に投じ、更に山門の悪聲を揚げ

しが故か、妻帶肉食、佛門の清規を汚がせりといふ故か、今共に之を辨じ難し
と雖も、恐らくかゝる怨嫉が其所因を爲して、これを窮荒の地に投せしならん
か、然れども慈雨の注ぐ所、芽化して茎となり、莠化して芝となる、親鸞北越
の地に謫せられて、邊土その感化に霑ひ、念佛宗關外の地に盛行せり、故に曰
く

大師上人若シ流刑ニ處セラレ玉ハズバ我亦配所ニ趣カンヤ、モシ我配所ニ趣

カズンバ何ニヨリテカ偏鄙ノ群類ヲ化セン、コレナホ師教ノ恩致ナリ

親鸞聖人謫せられし年正に三十五歳、法智内に足りて慈光外に溢るゝ時なり、
境の順逆によりて豊に喜戚の念を爲さんや、こゝを以て流離顛沛の間、猶よく
淨土往生説を弘布し、風餐露宿の日、化を無知文盲の徒に施せり、聖人國府に
あること五年、建暦元年十一月赦に遇ひ、京に歸へり或はいふ更に常陸の下妻
小島等に錫を移し、尋て稻田に移り住み、元仁六年正月、その地にありて教行
信證六卷を撰す、これ

實に淨土眞宗が立教開宗の第一旨なり

聖人此地に住すること十年、次に相模の地に移り、又これに駐ること數年、後
嘉祿元年八月、遠流の年を距ること二十八年にして洛に歸へる

七 立教開宗

三三四

元仁元年正月、親鸞聖人その歳五十二、常州稻田の地にありて教行信證六卷を著す、これ淨土眞宗の淨土宗を離れて、別に一宗を開拓せし初なりとす、この書の初に曰く、謹按淨土眞宗有二種回向、一往相、二還相、就往相回向、有眞實教行信證と、こゝにいふ教とは眞實の教、即ち大無量壽經をいふ、この宗義は、猶淨土宗の如く、釋尊一代の説教中、専ら彌陀撰擇の法門、往生淨土の因果を説示せる、經本三部をとつてこれを淨土の三部經とし、以て正依の經典と定むと雖も、觀無量壽經と阿彌陀經とは、説相隱顯の義に亘り、一眞眞假の不同をなすより、その顯説一往方便を帶る邊は捨て、取らず、唯大無量壽經と一致する邊のみを取る、故に殊に正依の經とするは大無量壽經にして、大無量壽經、眞實之教、淨土眞宗といへり、行とは本願名號なり、この名號は諸の善法を攝し、諸の徳本を具し、十方衆生の往生の行體となるが故に、名けて大行といふ

即ち南無阿彌陀佛是れなり

信とは本願名號を聞きて、疑ふ所なく信受愛樂する信心をいひ、證とはこの信心の正因に依り、得る所の證果をいふ、即ち無上涅槃の極果なり、元來教行證の三法を立て、修證の因果を示すは、諸宗を通じての立義にして、獨り此宗に限るにあらず、唯この眞宗の特色といふべきは、その信の一法を開き、これを教行證の三に參して、以て四法を立する一事にあり、曰く、行は所行の法にして、信は能信の機なり、即ち設ひ口に名號を稱すといふも、信にして如實ならざれば證果を得ず、故に念佛往生の正意は、偏に金剛の眞信にありと、又曰く彌勒大士、窺等覺金剛心故、龍華三會之曉、當極無上覺位、念佛衆生、窮横超金剛心故、臨終一念之夕、超證大般涅槃

と、これ涅槃之城以信爲能入の意にして、眞宗の全く特異なる所以はこゝにあり

各十餘個國ノ、サカヒヲ越テ、身命ヲカヘリミス、尋キタラシメタマフ志、

ヒトニ往生極樂ノミチヲ、問キカンガタメナリ、然ニ念佛ヨリ外ニ、往生
 ノ道ヲモ存ジ、マダ法文等ヲモ、知タルランコト、心ニク、オハシマシテ侍
 ハ、オホキナル誤ナリ、若シカラバ、南都北嶺ニモ、優學匠達、オホク坐セ
 ラレテ候ナレバ、カノ人ニモ逢タマツリテ、往生ノ要ヲ、ヨクキカルベキ
 ナリ、親鸞ニヨイテハ、唯念佛シテ、彌陀ニタスケラレマイラスヘレト、善
 人ノオホセヲカウフリテ、信ズル外ニ、別ノ子細ナキナリ、念佛ハマコトニ、
 淨土ニムマル、タテニヤ侍、マダ地獄ニヲツベキ業ニテヤハシララシ、
 總ジテモテ、存知セザルナリ、タトヒ法然聖人ニスカサレマイラセテ、念佛
 シテ地獄ニ落タリトモ、更ニ後悔スベカラズ候、其故ハ、自餘ノ行ヲ、ハダ
 ミテ、佛ニナルベカリケル身ガ、念佛ヲマウシテ、地獄ニモ落テ候ハコソ、
 スカサレタマツリテ、イフテ、後悔モサフラハメ、何ノ行モ及ガタキ身ナ
 レバ、トテモ、地獄ハ一定スミカシ、彌陀ノ本願、マコトニオハシマサ
 ハ、釋尊ノ説教、虚言アルベカラズ、佛説マコトニオハシマサバ、善導ノ御
 釋虚言アルベカラズ、善導ノ御釋、マコトナラバ、法然ノ仰ソラゴトナラシ
 云々歎異抄

ヤ、法然ノ仰マコトナラバ、親鸞ガ申ムチ、又モツテムナシカルベカラズ候
 歟、詮スルトコロ、愚身ノ信念ニ、ヲキテハ、カクノゴトシ、此上ハ、念佛
 ラトリテ、信ジタマツラントモ、又ヲラントモ、面々ノ御ハカラヒナリト
 云々歎異抄
 法文の釋、經典の解は、これを南都北嶺の學匠に問へ、唯信を以て淨土往生を
 願ふものは、來つて吾が教化に就けよと、これ親鸞が士民に告ぐる所の宣言な
 り、彼は信仰の人なり、彼の教は信仰によりて立つ所の教なり、己に教法とい
 ふ、信なくんは立たずと雖も、信を以て教の根抵となすこと、實に

親鸞の淨土眞宗に始まる

故に彼の教義は、自力に對する他力、理智の修證に對する淨土往生説なるのみ
 ならず、清淨なる信仰の力を以て、聖火としては人心の蕪穢を焼き、法水とし
 ては世道の塵垢を清めしものなり、彼は平和の間にこの大革命を遂げたり、修
 行階級の煩瑣なる約束を捨て、人心最後の要求に向つて、直に緊要なる一解

を興へたり、親鸞以後に生れし日蓮の如き、その教義上の組織は、舊き平安佛
教を復活したる觀あれども、教の本源なる敬虔なる信仰に至りては、全く親鸞
の故法に倣ひしものならずや、彼の教には虚偽なく假飾なし、唯精誠無二の信
を披瀝し、救世の本願を弘布せしのみ、乃ち宗教家としては、彼は

各教祖中尤も偉大の人物なり

彼には弘法の如き才藝の美なく、傳教の如き組織的機能なく、日蓮の如き猛烈
なる意志なしと雖も、教法の利益を有ゆる階級にまで覃布し、下根鈍機の徒を
して安心決定せしめたる大功は、各宗教祖の興に企て得ざる所のものなり、而
してこれその精實なる信仰の力のみ、信は全く彼の生命なり、又その教義の生
命なり

親鸞が「教行信證」の世に流布すると共に、非難の聲再び關以東に起れり、これ一
には他宗諸僧の構ふる所によると雖も、亦念佛の行者なるものに在家の徒多く、
随つて法を知らず、戒を持せず、傍若無人の振舞多かりしに基く如し、こゝに

於て鎌倉幕府は遂に念佛停止の禁令を發せり、よりて親鸞の高足願重房教養、
專信房明光、蓮信房明空、了源房道空、歸命房源養、了海房誓願、眞佛房顯性
等七人、幕府の間註所に到りて禁令の非を辨白し、これを解くことを得たり、
その下知狀は左の如し眞宗興隆緣起

下

於常陸國親鸞所弘一向念佛之事、佐渡院爲沙汰、去建曆之年勅免、今元仁元
年撰述法典、可爲淨土眞宗旨趣、辨白分明也、畢令停止妨於專可勸修如件、

寛喜辛卯年十月二十一日

これより眞宗の化關東に行はれ、淨土の如きは更に鎌倉幕府の歸依を得るに至
れり

八 親鸞の人物

三四〇

親鸞聖人生時の風化は、主として北越常相の間に行はれたり、御傳鈔に聖人越後より常陸に越て、笠間郡稻田郷といふところに、隠居したまふ、幽栖を占といへとも道俗跡をたづね、蓬戸を閉といへども貴賤衢に溢、佛法弘通の本懐こゝに成就し、衆生利益の宿念たちまちに満足すといへり、これ教の淺近明白にして入り易きと、その教義が人心奥底の要求とに合するのみならず、一には親鸞聖人の人格、信心の誠内に充ち、徳輝の美外に溢れしが故なるべし、傳にいふ、聖人化を常州の地に行ふ途、一夕雪ふる、よりに日野某の居を叩て投宿を求む、某その念佛の行者なりと聞て肯せず、強て請ふてその家の簷下に、弟子二人と共に露宿す、夜深く天寒く、風益々怒り、雪益々下る、親鸞以て意とせず、終夜佛徳を誦し佛名を念す、某悔に在つて寝ねず、風聲怒號の裏、師弟が誦する念佛の聲の、哀楚にして殊勝なるを聞き、深く感激の念を禁する能はず、麤の無禮を謝して之を家に屈請し、遂に熱心なる念佛者となりしといふ、虔敬、

眞摯、誠實、平和は

聖人の具備せる諸徳なり

これ○を○窮○厄○の○地○に○置○く○も○慘○沮○せ○す、安○樂○の○境○に○置○く○も○頽○放○せ○す、彼○は○甚○蘭○の○如○し、幽○谷○の○裏○に○あ○り○て○獨○り○馨○し○く、又○燈○燭○の○如○し、暗○夜○の○中○に○あ○り○て○自○ら○光○る○な○り、御傳鈔又いふ

聖人常陸國にして、專修念佛の義をひろめたまふに、おほよそ疑勝の輩はすくなく、信順の族はおほし、而に一人の僧山臥とありて、動すれば佛法に怨をなしつつ、結句害心をさしはさんて、聖人を時々うかしひたてまつる、聖人板敷山といふ深山をつれに往返したまひけるに、彼山にして度々相待といへども、更にその節をとげず、つらく緯の參差を察するに、頗る奇特のおもひあり、仍聖人に謁せんとおしふこゝろつきて、禪室に行て尋申に、上人左右なくいであひたまひけり、すなはち尊顔にむかひたてまつるに、苦心たちまちに消滅して、あまつさへ後悔の涙禁じがたし、やもしばらくありて、有のまゝに日來の宿辭を述すといへども、聖人又おどろけるいろなし、たちどころに弓箭をきり、刀杖をすて、頭巾をきり、柿衣をあらためて

佛教に歸しつゝ、終に素懷をとげき、不思議なりし事なり、すなはち明法房これなり

明法房さきの名を辨圓といふ、これ聖人稻田にある時の事なり、徳は人をして心折せしむるに足る、才藝の美は抑も末なり

親鸞の人物の如何を、最もよく發揮したる一事實談なり、こと御傳鈔註疏に見ゆ、思ふに法然配流以前のことなるべし、曾つて叡山の學匠等、月輪關白によりて、法然と宗義を論決せんことを求む、關白これを慰撫すれども聽がす、よりてこれを法然に語る、法然之を諾す、其の日學匠等三十餘人、盛儀關白の邸に詣る、至れば坐に親鸞あり、曰く師命を受けて諸君の教を聞くと、學匠等謂らく、已に法然に代つて宗義論決の衝に立つ、必ず智辨人に絶し、吻嘴湧くが如き捷舌の人ならんと、かくして疑問は學匠等の口より出で、經論の意義、章疏の解釋、論難凡て親鸞一人に集る、親鸞口は囁嚅、貌は惶惑

流涕して唯默聽するのみ

遂に其座を脱して逃る、異日法然の門足、これを聞て憤激措かず、争ふて親鸞の師命を辱むるを咎む、法然笑つて曰く、吾が彼をして代り之かじめしは、彼のよく此の如くなるを知ればなり、信は口舌を以て争ひ難し、吾が門下、智辨人を服するものは有らん、彼一説、我一説、理を執つて人に下らざるものは有らん、然れども争はずして逃歸するもの、唯彼一人のみ、これ親鸞の偉なる所以なりと、親鸞は實に此の如き人なり、論敵と一言を争はず、流涕默聽する人なり、そこく其座を逃歸へる人なり、これ豈に常人の及ぶ所ならんや、其色を壯にし、其言を盛にし、戟手掉舌法義を衆人の前に争ふは、折伏の一門、或はなかるべからざる事ならんも、道の真趣は此處にあらず、これに比すれば窮荒の地に移錫し、化を化外の民に行ひ、一人の愚夫愚婦を度すること、無上の功德にして、又佛法の眞目的なりといはざるべからず

親鸞は口舌の人にあらず信仰の人なり

學匠にあらず行者なり、争氣を以て人に臨み、勝を好み理を争ふは、能くすと

雖もその敢てせざる所、況んやこれを能くせざるをや、人の性と遇とは異なる、故に親鸞を以て日蓮を律すること能はざるも、二者一を擇はば、吾は親鸞を取らんかな

九 親鸞の入寂

親鸞聖人化を東國に行ふこと二十年、嘉祿元年一寺を下野高田に創す、後堀河天皇勅して専修阿彌陀寺の號を賜ふ、これ後に眞佛上人の據つて眞俗二諦の教義を傳へし所なり、貞永元年聖人六十、將に京に上らんとする志あり、適々北條泰時の請に依り、新寫の大藏經を鎌倉に校す、よりて相摸の足柄江津にあり、嘉禎元年四月、又一寺を近江木部に建設す、その天神護法錦織寺といふは、四條天皇の賜ふ所といふ、この年八月、遼流の年より二十八年を経て京に歸へる、聖人故郷に歸て往事をおもふに、年々歳々夢のごとし、幻のごとし、長安洛陽の栖も、あとをとゞむるに嬾とて、扶風馮翊ところくに移住したまひき、五條西洞院わたり、これ一の勝地なりとて、しばらく居をしめたまふ、今比、いにしへ口決をつたへ、面受をとげし門徒等、をのく好をしたひ、路をたづねて參集したまひけり

親鸞の入京は、法然入寂後二十三年にして、又華頂山智恩院創建の翌年なり、

この間念佛宗都部に盛行し、その法門無比の隆興を見しと共に、山寺の迫害又屢々起り、嘉祿三年には山門の衆徒大谷の墳塋を襲ひ、廟舎を破壊し、殆んと墳墓を發かんとせり、よりに弟子等竊に遺骸を廣隆寺に送り、更に粟生野に於て荼毘し、遺骨を二尊院の塔に納めたり、同年改元ありて安貞元年となり、その七月には又山門の警訴により、隆寛律師以下三人流罪に處せらる、律師は陸奥に流され、途に鎌倉に於て歿す、年八十

此の如く聖人入京の日は、師法然の墓木已に拱に、同學の徒亦聚散一ならざるも、他力の宗義天下に普及して、人心に入ること深く、牢然拔くべからざるものとなれり、聖人この大願を充たし、その出世の使命を終へ、弘長二年壬戌十一月廿八日を以て歿す、壽九十

聖人、弘長二歳壬戌仲冬下旬の候より、いさゝか不例の氣まします、貞忝以來、口に世事をまじへず、たゞ佛恩のふかきことをのぶ、聲に餘言をあらはさず、もはら稱名たゆることなし、しかうして同第八日午時頃北面西右脇に臥給て、つゝに念佛のいきたえをはんぬ、于時頽齡九旬に満たまふ、禪房は

長安馮翊の邊小路南萬里小路東なれば、はるかに河東の路を歴て、洛陽東山の西

鳥邊野の南のほとり、延仁寺に葬したてまつる、遺骨を捨て、同山の麓、鳥邊野の北邊大谷にこれをおさめ畢ぬ、しかるに、終焉にあふ門弟、勸化をうけし老若、をのゝく在世のいにしへをおもひ、滅後のいまをかなしみて、戀慕涕泣せずといふことなし御傳鈔

親鸞の門に、性信、眞佛、顯智、源海、了海、明空、蓮位、唯圓、順信等の諸人あり、皆聖人を援けて其化を助く、眞佛は、專修寺、興正寺の祖となり、性信の後は錦織寺派となれり、親鸞の後は、その女覺信尼大谷の墳墓を守り、龜山天皇これに久遠實成阿彌陀本願寺の號を賜ひ、如信、覺如その統を嗣て今日に及ぶ、殊に八世蓮如を中興の祖となす、蓮如多難の日に遭遇し、百折撓まず、化を四方に行ひ、殿舎を再建し法基を固め、よく宗風を天下に宣することを得たり、淨土眞宗の今日ある、全く蓮如上人の力なり、明治九年、朝廷親鸞に見眞大師の號を賜ひ、同十五年、蓮如に慧燈大師の號を賜ふ

十 眞宗の判釋

吾邦佛教中に於ける他方宗は、法然の淨土宗に始まり、親鸞の淨土眞宗に大成す、淨土はこの宗所期の果界にして、往生淨土の略、自力の聖道門に對せし稱なり、在昔龍樹菩薩、釋尊所説の法を難行易行の二道に攝し、道綽は更にこれを聖道淨土二門に判せり、この宗の義とする所は、この難行の聖道門を捨て、易行の淨土門に入り、往生淨土を期するにあり、故に淨土宗と名づく、又淨土門中、權實眞假種々の法あり、ひとしく往生淨土を法門としながらも、或は萬行を勧め、或は念佛を教ふ、故に善導大師は、往生淨土の行を判じて、正雜二行とせり、淨土眞宗はこの難行の權假を捨て、正行の眞實に歸するの名なり、これ一には大無量壽經に、彌陀の本願を説きて、「眞實元利」と名け、又善導の觀經疏に、「眞宗匡過」といひ、法照の五會法事讚には、「念佛成念是眞宗」といふより出づといふ

然らば眞宗の判釋は如何

淨土眞宗の判釋は、親鸞聖人の「愚禿鈔」に出づ、その教判は二雙四重の教判にして、難易二門、聖淨二道、頓漸二教、譬善二藏の目を立つ、これ有ゆる判釋の集成なり、中に就て難行易行の別は龍樹の十住論に出で、自力修行の法門を陸路の艱難に喩ひ、他方念佛の法門を水路乗船の安樂なるに比したり、次に聖道淨土の判は道綽の安樂集に出づ、斷惑證理して聖果に入るを聖道門と名け、彼安養界に往生し、永く生死を離れ、無上涅槃を證得するを淨土門と稱す、又頓漸二教の目は、利益を得るの遲速によりて説を爲したる也、善導は曰く、

瓔珞經中說漸教 万劫修功證不退

觀經彌陀經等說 即是頓教菩提藏

親鸞はこれ等の判釋を集めて大成し、更に二雙四重の目を立つ、二雙四重とは何ぞ、即ち

豎出、豎超、橫出、橫超是れ也

この各目は擇瑛の釋によると雖も、義は善導の横超斷四流の意に依る、樂邦文類に桐江擇瑛の語を載す、曰く

豎出者、聲聞修四諦、緣覺修十二因緣、菩薩修六度万行、此涉地位、譬如及第須自有才學、又如歷任轉官、須有功效、横出者、念佛求生淨土、譬如蔭叙功由祖父他力、不問學業有無、又如覃恩普博、功由國主不論歷任淺深、

今愚秃鈔の要を摘めば左の如し、豎出に次て豎超あり、横出に次て横超あり、曰く

就聖道淨土教有二教

- 一、大乘教
- 二、小乘教

就大乘教有二教

- 一、頓教

二、漸教

就頓教復有二教二超

二教者

- 一、難行聖道之實教、所謂佛心、眞言、法華、華嚴等之教也
- 二、易行淨土本願眞實之教、大無量壽經也

二超者

- 一、豎超、即身是佛、即心成佛等之證果也
- 二、横超、撰擇本願眞實報土即得往生也

就漸教復有二教二出

二教者

- 一、難行道聖道權教法相等、歷劫修行之教也
- 二、易行道淨土要門無量壽佛觀經之意、定散三福九品之教也

二出者

- 一、豎出、聖道歷劫修行之證也

二、横出、淨土胎宮邊地懈慢之往生也

更に解すれば、堅出とは聖道門中の漸教にして、歴劫修行の證果を期する所の法相、三論等の教なり、即ち頓漸を以て權實を判じ、漸を權とし、頓を實とす、堅超とは聖道門中の頓教にして、即身成佛の證果を期する所の、佛心、眞言、法華、華嚴等の教をいふ、横出とは淨土門中、邊地懈慢の往生を期する、要門方便の教なり、横超とは淨土門中、往生即成佛を期する、本願眞實の教なり、一往相對に約して之を判すれば、聖道にも權實あり、淨土にも權實あり、故に四重をなす、再往絕對に就て論すれば、聖道の實教は、超なりと雖も横にあらす、淨土の方便は、横なりと雖も超にあらす、横にして且つ超なる者は

唯彌陀本願の他力一乘のみ

是れ即ち頓中の頓、圓中の圓にして、絕對不二の教となす、故に愚惡の凡夫、最下の劣機と雖も、一たびこの他力一乘の法を聞信するときは、一念の當所に即得往生し、一超直に正定不退の位に住することを得るとなり、これ淨土眞宗

自ら處る所の地位に當つる也

法然の教判、亦親鸞のそれに類せり撰擇集にいふ

夫速欲離生死、二種勝法中、且聞聖道門、選入淨土門、正雜二行中、且拋諸雜行、選應歸正行、欲修於正行、正助二業中、猶傍於助業過應專正定、正定之業者、即是稱佛名、稱名必得生、依佛本願故

これ如上の所説とその歸趣を同ふするものならずや、但し助業、正業、稱名等の義に至りては、門下の流派各その解を異にす、然も絶體的他力救済を説くものは親鸞の淨土眞宗なり

十一 眞宗の教義

法界万差の法相、森然として一ならずといへども、攝してこれを二とす、一は自力自攝法なり、二は他力他攝法なり、中に就て自力修行法は諸佛の司る所、他力攝化法は獨り阿彌陀佛の選取する所なり、これ眞宗が通途性相の法規に超異したる、別途横超不共の法門にして、根本阿彌陀佛選擇の願泉より流出し、因位選定の妙法たる、勝易至徳の名號、南無阿彌陀佛の徳用を以て、一切衆生をして、聞其名號の當所、一心歸命の時分に方り、往生の大事を成辨し、現生直ちに正定聚に入り、當來初生に滅度の大集を得せしむるものなりとする所以なり

眞宗教義の尙ぶ所は、偏に他力回向の法にあり、他力とは阿彌陀如來攝取衆生の本願力なり、即ち大無量壽經に説示する所の阿彌陀如來因位の昔時、一切衆生を救済せんとする誓願を發し、思惟苦行多劫を經歷し、以て正覺成就し得たる超世無上の功徳をば、一念聞名の衆生に回施する所の

願力回向の法即ち是れ也

阿彌陀如來の選擇は、餘行を選捨して獨り念佛を取るなり、これ念佛は最も無上大利の法なればなり、凡そ諸行に勝劣と難易とあり、然るに彌陀如來の誓願たる念佛行は、因位の萬行、果地の萬徳、内證外用の無量の功徳を名號中に攝入したるものなれば、衆徳全具の勝行にして、餘行の一隅を守り、一徳を持するが如き比にあらず、且つ餘行は甚だ修し難し、衆機を普濟すること容易ならず、之に反し念佛は極めて持し易く、善く一切を通攝することを得、これ勝劣難易の辨なり、善導はこの六字の名號を釋して

言南無者即是歸命、亦是發願回向之義、言阿彌陀佛者即是其行、以斯義故必得往生

といへり、歸命は即ち是れ衆生能歸の信也、阿彌陀佛は亦これ所歸の佛なり、誠に能歸の信、所歸の佛智に相應する時、佛の因位の萬行果地の萬徳、盡く名號の中に攝在して、十方衆生往生の行體となる、これを機法門の法義とす、元

一心歸命はこの宗義の安心なり

即ち南無阿彌陀佛の名號を聞きて、信心歡喜する一念を、天親菩薩その著往生論に、これを一心歸命といへり、抑も大無量壽經には三信といひ、觀經には三心と説き、阿彌陀經には一心と示すも、名異にして義皆同じ、唯是れ一心中に具在する所の信相を、機法によりて分説せしに過ぎず、涅槃真因唯以信心、人よく難行難修を捨て、名號の一法に歸命すれば、こゝに安心生ず、この利益は、現當二世に涉つて、近く一念歸命の即時、信心開發の當處より受く、この現生に獲る所これを正定聚といひ、當來に得る所これを滅度といふ、龍樹はその著十住論に、即時入必定といへり、この意は一念歸命の時、已に現生に於て不退に入ることを示す、乃ち本願名號を信するものは、平生聞信の時にあたりて、往生の業因已に定るなり、これを正定聚に住すといふなり、親鸞は又現生利益の十種を擧ぐ、曰く

- 一に冥樂護持益
- 二に至徳具足益
- 三に轉惡成善益
- 四に諸佛護念益
- 五に諸佛稱讃益
- 六に心光攝護益
- 七に心多歡喜益
- 八に知恩報徳益
- 九に常行大悲益
- 十に入正定聚益

是れなり、眞宗の主張する現世利益は、宗教の本體にかへりて、主として安心の上より説く、故に密教の事相とは全くその性質を異にし、息災延年の祈禱の如きは斷じて爲さる所なり、これ教義止の大進歩なり、次に滅度といふは、當來所得の利益なり、梵語に般涅槃那、譯して此處に滅度といふ、大患永く滅び

て四流を超越するの謂なり、念佛の行者臨終一念の夕、彌陀の淨國に往生することを得れば、彼國は無爲涅槃界なるが故に、往生の當處速に無生の理に契ひ大涅槃を證すこれを往生即成佛といふ、この涅槃は常樂我淨の四徳を圓滿するが故に常住と名け、又大樂といひ、真我といひ、清淨と名く、二乗の無餘單空の寂滅に歸するが如きにはあらず

即ち是れ廣略相入の妙境界なり

廣略二門の義は何ぞ、こゝに廣門といふは果相にして、淨土論に畢世間清淨と衆生世間清淨との二種清淨とし、又國土と如來と菩薩との三種莊嚴とし、更に二十九句を聞きて、具に莊嚴の相を示す、略門とは果體にして、淨土論に一法句と名く、一法句とは清淨句也、涅槃の四徳の中に就て、且く淨徳を擧げてその名とす、或は真如と名け、又法性といふ、共に涅槃の一法なり、この廣略二門、不一不異なるを相入と云、墨總はこれを釋するに二種法身の義を以てす、二種法身とは法性法身と方便法身となり、法性法身によりて方便法身を生じ、

方便法身によりて法性法身を出だす、この法身は異にして分つべからず、一にして同すべからずといふ、更に言ふ時には、法性は略門の果體にして、色もななく形もなき

無量無際的第一義諦なり

方便は廣門の果相にして、種々の相好莊嚴を示現する妙境界相なり、この二門の不一不異なるは、猶水と波との如し、水の體は浩渺無際にして、波の相は大高低あり、然れども水を離れて波なく、波を全くして是れ水なるが如く、其體に別なく唯其の相を異にせるのみ、これ獨り佛身のみ然るにあらず、佛土に於ても亦同じ、廣に就けば身土差別すと雖も、略に依れば身土不二なり、唯彌陀の妙果のみ然るにあらず、衆生の所證亦之に同じ、上にいふ滅度は即ち略門の妙果にして、これを蓮華藏界に至りて真如法身を證すと云、即ち彌陀の妙果と異なることなし、こゝを以て菩薩廣略相入を知らざれば、則ち自利利他すること能はずといへり、故に廣略相入は、二利圓滿の果徳を示す要義なりといふべ

し、元來この宗に

三六〇

眞俗二諦の法門あり

出世間の眞諦門は、上に述ぶるが如く唯一念歸命の安心を以て、出離の要領と爲すが故に、念佛の行者は必ずしも捨家棄欲の相を標せず、又出家發心の儀を緯とせず、その所謂俗諦門も、世間通途の儀に順じて、王法人道を本とするのみ、但し俗諦の通義とする所、他より假り來て之を行ふにあらず、眞諦他力の安心より、自然に流れ出づる信徒報恩海の波瀾のみ、蓋し彌陀の本願は、よく造惡の衆生を攝取し、轉惡成善よく止惡作善の徳を全くせしむるが故に、自然に五惡を離れて五善を作することを得、大無量壽經に、今我於此世間作佛、降化五惡令獲五徳といふもの即ち是れなり、これを觸光柔輓の益と名づく、又并せてこれを眞俗二諦相資といふ、要するに俗諦上の作善は、雜行雜修と同じからざる點に就て、この宗の占せる所の地歩を了解せざるべからず、故にこれを以て報佛恩の所作を全くするにありとし、毫も往生の正因に關涉なきものとな

す、何となればこの宗の立脚地よりしては、有ゆる諸行衆善を以て、一切自力雜行と貶視すれば也

十二 親鸞の教化

親鸞聖人の事歴と教義の大意は、已にこれを前に述べたり、次には少しくその人格と教化に就ていふべし、吾人を以て見るに、親鸞の一生は靈の光なり、信仰の輝なり、その他に何の特異をも見ず、思ふに南北諸寺の高僧の如く、不可思議の大神通を現じて凡人ならぬ證佐を高僧傳中に留ること、尊むべく又崇むべきものならん、然れども是れ人生と何の渉る所かある、人生は事實なり、不可思議にあらず、早天に雨を祈り、衆前に佛相を現する如き奇蹟は、事相盛行の日は渴仰せられたらんも、人々その所を得ず、自然の要求に随つて人生の歸宿を求むるに急なるとき、大雨をふらし毒龍を縛する咒法は、何の効驗もあるべからず、かゝる時に要する佛法者は、希有の神通者、博識の學匠よりも

平凡なる堅實の行者を任用とす

親鸞は實に此の如き人なるべし、彼の一生には何等の奇蹟なく、又深大の學識

ありとも見えず、況んや才藝の美をや、然れども彼の五内に溢るゝものは、無比の信心なり、信の向ふところ万境無碍なりといふべし

一ツ念佛者ハ無碍ノ一道ナリ、ソノイハレイカントナラバ、信念ノ行者ニハ、天神地祇モ敬伏シ、魔界外道モ、障碍スルコトナシ、罪惡モ業報ヲ感ズルコトアタハス、諸善モオヨブコトナキユエニ、無碍ノ一道トイヘリト歎異妙

故に彼の信を以て立つや、其謙退の性を以てして、毫も人に譲る所なし

上人のたまはく、いにしへわが大師聖人源空の御前に、聖信房、勢觀房、念佛房以下の人々おほかりしとき、はかりなき諍論をしはんべることありき、そのゆへは、聖人の御信念と、善信が信心と、いさゝかもかはるところあるべからず、たゞ一也と申たりしに、この人々ながめていはく、善信房の聖人の御信心と、我信心とひとしと申さるゝこと謂なし、いかでかひとしかるべきと善信申て云、なかひひとしと申さるべきや、其故は深智博覽にひとしからんと申ばこそ、まことにおほげなくもあらめ、往生の信心にいたりては、ひとたび他方信心のことはりをうけたまはりしより以來、全くわたくしなし、

然聖人の御信心も、他力より給らせたまふ、善信が信心も他力也、故に、ひとしくしてかはるところなしと申也と、申侍しところに、大師聖人まさしくおほせられて云、信心のかはると申は、自力の信にとりての事也、すなはち智恵各別なるがゆへに、信又各別也、他力の信心は、善惡の凡夫ともに佛のかたよりたまはる信心なれば、源空が信心も、善信房の信心も、さらにかはるべからず、たゞ一なり、我かしくて信するにあらず、信心のかはりあふておほしまさん人々は、わがまいらん浄土へはよもまいりたまはじ、よくよくこゝろえらるべき事なりと云々御傳抄

信○仰○を○以○て○そ○の○師○に○譲○ら○さ○る○確○信○あ○り○、○こ○れ○親○戀○の○師○法○然○よ○り○偉○な○る○所○以○な○り○、○法○然○は○智○見○卓○越○の○人○な○り○、○そ○の○信○は○以○て○智○を○覆○ふ○に○足○る○べ○き○も○、○恐○ら○く○現○前○の○路○に○多○岐○あ○り○、○修○行○の○法○亦○多○子○な○か○ら○ん○や○、○こ○れ○師○弟○趨○向○一○途○に○し○て○、○尙○少○差○あ○る○所○以○な○る○べ○し○、○親○戀○は○向○前○一○路○の○み○、○觀○る○所○、○信○ず○る○所○、○行○ふ○所○、○皆○不○二○な○り○、○故○に○曰○く

經釋ヲヨミ、學セザル輩、往生不定ノヨシノ事、コノ條スヨブル不定言ノ義

トイツベシ、他力眞實ノムネヲアカセル、モロ／＼ノ聖教ハ、本願ヲ信ジテ、念佛ヲマウサバ、佛ニナル、ソノホカ、ナニノ學問カハ、往生ノ要ナルベキヤ

又曰く

煩惱具足ノ身ヲモテ、スデニサトリヲヒラタトイフコト、コノ條モテノホカノコトニ候、即身成佛ハ、眞言秘教ノ本意、三密行業ノ證果ナリ、六根清淨ハ、マタ法華一乘ノ所説、四安樂ノ行ノ感徳ナリ、コレミナ難行上根ノツトメ、觀念成就ノサトリナリ、來生ノ開覺ハ、他力淨土ノ宗旨、信心決定ノ遣ナルカユエナリ、コレマタ、易行下根ノツトメ、不簡善惡ノ法ナリ、ヲヨソ今生ニヲイテ、煩惱惡障ヲ斷ゼンコト、キハメテアリガタキアイダ、眞言法花ヲ行スル淨侶、ナヲモテ、順次生ノサトリヲイノル、イカニイハンヤ戒行惠解トモニナシトイヘドモ、彌陀ノ願船ニ乗ジテ生死ノ苦海ヲワタリ報土ノキシニ、ツキヌルモノナラバ、煩惱ノ黒雲、ハヤクハレテ、法性ノ覺月スミヤカニアラハレテ、盡十方ノ無碍ノ光明ニ、一味ニシテ、一切ノ衆生ヲ利益

セントキニコソ、證ニテハ候へ、コノ身ヲモテ、證ヲヒラクト候ナル人ハ、
釋尊ノゴトク、種々ノ應化ノ身ヲモ現ジ、三十二相、八十隨形好ヲモ、具足
シテ、説法利益候ニヤ、コレヲコソ、今生ニサトリヲヒラク、本トハ申シ候
ヘ云々

彼は釋尊の如き位地に立たずは、凡身を以て轉迷證悟すること難しと謂へり、
こゝを以て彌陀の大願船に乘じ、彼岸の淨土に達するを以て、人生唯一の證果
となす、彼には自力に執する願望一絲の微たに存せず、何となれば彼の心は純
信を以て充たされ、何等疑惑の餘地なければなり
教の根本は信にあり、人の行爲も亦信によりて立つ、彼は純信の人なり、故に
虔敬、眞摯、謙和、慈悲、忍辱の諸徳皆これより發し、よく九十年の活動を繼
續することを得たり、圓滿なる彼の人格、實に信より充ちたる光輝の美にあ
らずや、彼の偉大はこゝに在り、その欽仰すべき所亦こゝにあり

日蓮大士傳

其總說

一 「強き」佛法者

力足らざるものはこれを人に受け、力餘あるものはこれを人に加ふ、吾が餘あ
るを以て人の足らざるを補ふは、人類共濟の義也、然も亦尋常に逸せしもの
爲なり、人の一生、多くは違々として自ら濟ふに違あらず、何の餘力があつて、
更に他を濟ふべきぞ、故に一人を濟ふは、己に人に倍するの方なかるべからず、
况んや千万人をや、こゝを以てすれば一宗を宣して四衆を救ふを以て念とせる
幾多の教祖大哲は、皆千万人に超越したる聖者也、更に千万人の力を合せし豪
傑也、その偉大なる人格が、生前に於て万人崇敬の府となり、身後に於て徳化
を數十世に敷く、應に然るべくして然るものなり、これ阿附にあらず、雷同に
あらず、末流者の誇張にあらず、天の寵命一たびその身に加はれば

牧人の子も王者の前に立つべし

本生には貧窮下賤の者と生、旃陀羅の家より出たり。在渡御書と自ら言へる日蓮大士も、聖者なるに於て何か有らん、如何となれば千萬人に超越し、且つ千萬人の力を合し、千萬人を濟はんとして立てるものなればなり、而もこの法華一乗の教祖たる大士は、他の諸教祖に比して特異なる性格と、又特異なる渴仰者とを有せり、彼は法相華嚴天台真言の諸高僧の如く、朝廷の尊信と搢紳の擢越とを有せず、又その學徳と才藝とを有せず、更に淨土の教祖源空の如く、屈折多き性質を有せず、幕府の威壓と、各宗の迫害とに向つて、公然奮闘の生涯を繼續し、熱烈なる信仰を以て、殆んと満天下と争ふも屈せざる勇猛心を有せしのみならず、佛教各宗の威力漸滅したる今日に於て、更に

希有たる隨喜者を有せしこと

教徒の特異と、人物の特異と、生涯の特異と相俟ちて、亦一種特異の現象をせ

ざるべからず、大士の熱血を瀝て狂呼せし南無妙法蓮華經の威徳は、已に滅亡し盡せりといふべからざるも、又新生氣を回復せりといふにあらず、然るに教義を離れて、寧ろ教祖たる大士の人格に向つて、明治年代に於て新らしき歸依者を生ぜしは、假令吾が思想界に於ける一變化、一反動と做すも、亦一種興味ある事實なりとせざるべからず、これ必ずしも各宗教祖中、大士を以てその第一位となすにもあらざるべく、大士の人格が、圓滿具足して理想的教祖の權化たりといふにもあらざるべく、又大士の宗義が、佛教本來の面目を發揮せりといふにもあらざるべし、然らばその理由は如何、吾人を以て之を觀れば、唯大士の人格が、特獨雋異、他の教祖と相類せざること其一にして、眞摯熱烈、恰も

現代風氣の缺陷を充せること

其第二の緣由ならん、大士は必ずしも最善最良なる教祖の模範人格にあらず、その勇猛なる意氣精神に富み、敵を擇はず直ちに戰闘を開始する武士的言行は、

冲澄の性、謙虚の徳に充ちし他宗の諸高僧と相比して、寧ろ異様に、或は淺間しく感ぜらるゝならんも、之に對して殊に渴仰の念生すべしとも思はれず、唯現代の如くに靡曼の風人心を腐蝕して、聲氣振はず、世は輕佻に趨りて兵撃の念乏しく、善にも惡にも強き視念の乏しき時に於て、松葉谷の一乞食僧が、武家の棟梁にして、然も天下の武士を膝行跪拜せしめたる鎌倉殿の威力に對し、挑戰狀を投じたる絶大の勇氣を回想しては、轉々讚嘆の聲を發するを禁じ得ざる也、今の世にも、日蓮の如き勇猛と眞摯とあれかしと禱るは、恐らく萬人の心ならん、殊に

熱烈なる信仰は最も今の世に缺く所

にして、その教義よりも、題目よりも、強きといふ一事が、最も吾が思想界の福音たりし也、實は禪二宗の高徳中には、大士よりも勇猛なる得道者數多あらん、獨りこれのみならず、資性に屈折多く、謙慮にして物と競はざる法然の如きも、猶多難に處して信仰を枉げず、故に大士獨り強きにはあらず、各宗の教

祖皆強きなり、唯大士のみが特に強きが如く感ぜらるゝのみ、これ時の主權者と提挈するを例とせる、南都北嶺の佛教の後に、これを敵として戰へる大士の翹然として出てたればなり、大士豈に獨り強き入ららんや

各宗の教祖は、皆ひとしく讚嘆すべき智者なり、絶倫の豪傑なり、渴仰すべき高僧なり、或意味に於て強き入たり、而も殊に大士の名の明治に繰返されたる、全くその性格と生涯とに一異色あるによる、然らばその異色は如何、これに先たちて日蓮を生みたる、鎌倉期の佛教の何物たるかを説かざるべからず

二 鎌倉期の佛教

鎌倉時代は、政治的に二個の主權者を有したる時代なり、故に政治と因縁多き教界、亦二個の中心點を有せり、乃ち南都北嶺の舊佛教は、京都朝廷と相互の關係を有し、鎌倉五山の禪刹は、全く幕府の外護によりて立てり、而してこの二個の宗教界の勢力者に對して、前後二回の反抗は企てられたり、法然の淨土宗、及び親鸞の淨土眞宗は、いはば南都北嶺の舊佛教に對する反抗にして、日蓮の法華宗は、鎌倉五山に對する謀叛者なり、但し淨土教は、京洛の地に於ては舊佛教の對抗者たりしも、鎌倉に於ては幕府の尊信を得たるものなり、故に同じ氣運の中に孕胎したる、舊主義に對する新主義の反抗なれども、大士よりせば淨土宗も亦その敵なりしより、こゝに念佛無間の説起れり
今少しくこれ等諸宗の、史的發展の次第をいはんに、鎌倉幕府の創設以前は、各宗の法基皆京洛の地に立てり、これいふまでもなく

政教一致の結果なり

乃ち平安朝以前の佛教は、政治を離れて存立することを得ざりしなり、如何となればその根本的教義は別問題として、これ等の諸宗義、皆貴族教として、又現世教として發展したるものなればなり、奈良朝に於ける三論法相華嚴律諸宗、平安朝に於ける天台眞言二宗、凡て是れならざるなし、然れども時勢の推移は、人心をして現世安樂の宗義に満足を求むること能はず、寧ろこの以上に菩提心を希求せしむることなれり、更にいへば、時代の要求は、加持祈禱の貴族的方面にあらずして、頓證成佛の平民的方面なり、然もこの要求に應じて現はれしもの二あり、榮西、道元の禪と

法然の淨土教是れなり

榮西の臨濟、道元の曹洞二禪宗は、もと支那佛教の流派を承繼せしこと、猶傳教の天智大師の天台を傳へしと、弘法の不空、慧果の眞言義を傳へしとに同じ、